



(公社) 鹿児島県診療放射線技師会

会報

令和4年10月

第135号



公益社団法人 **鹿児島県診療放射線技師会**
鹿児島市東坂元四丁目28-11
TEL 099-248-0028
FAX 099-248-0028

目次

巻頭言	鹿児島県診療放射線技師会 会長 太田原 美郎	1
お知らせ		
	JART 75 周年の内容について報告	3
	厚生大臣表彰の受賞について	5
	JART 表彰の案内	
	鹿児島県技師会ホームページ会員専用ページについて	7
報 告		
	第 51 回鹿児島 CT 研究会	8
	第 49 回大隅地域研修会	10
	第 18 回フレッシュャーズセミナー	14
	第 20 回鹿児島超音波研究会	16
	第 52 回鹿児島 CT 研究会	17
	令和 4 年度リーダー及びリーダー育成研修会	19
	業務拡大に伴う統一講習会	20
各研究会等の案内		
	10 月 30 日：第 39 回 鹿児島市民健康まつり	22
	11 月 17 日：第 53 回 鹿児島 CT 研究会	24
	11 月 19 日～：第 17 回 九州放射線医療技術学術大会	25
	11 月 23 日：令和 4 年度 第 2 回告示研修会	26
理事会、定時総会議事録		
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 令和 4 年度第 2 回理事会議事録	27
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 第 101 回定時総会 議事録	33
	令和 4 年度鹿児島県診療放射線技師会収支予算書	37
	定款	39
	公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 令和 4 年度第 3 回理事会議事録	48
	個人情報の取り扱いについて	57
	定款細則（新旧対照表）.	58
	職務規定（新旧対照表）.	63
行事予定		66
理事・監事名簿		68
企業広告		69

巻頭言

鹿児島県診療放射線技師会
会長 太田原美郎

新型コロナウイルス感染症の発生から早や3年目となり、やっと落ち着いてきたかと思われた矢先、第7波という爆発的感染が起きてしまいました。医療現場をはじめ、治療や感染防止の最前線でご尽力されている会員の皆さま、ならびに関係者の方々に対しまして心より感謝を申し上げます。

昨年度、一昨年度と、この新型コロナ感染症の影響で、県技師会定時総会もWebでの開催を余儀なくされておりましたが、今年度はやっと会場とWebを併用した形での開催が可能となりました。今回の定時総会では大幅な定款改定という議案もあり、会員の皆様方にはご理解とご協力いただき心より感謝いたしております。誠にありがとうございました。

さて、令和3年7月9日医政発0709第7号「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の交付について」が発出され、我々の業務範囲の見直しが行われました。これは、医師のタスク・シフトを推進するため、医師が担っている業務を他の職種に拡大できるように国が法改正を進めたもので、診療放射線技師を含む4職種を対象として業務範囲の拡大が行われました。これにより実施可能な拡大業務は明確化されたわけですが、今まで担ってこなかった業務を患者の安全を確保したうえで実施できるよう、厚生労働省の定める新たな教育研修、つまり「告示研修」と呼ばれる研修の受講が義務付けられました。

この告示研修ですが、厚生労働省より日本診療放射線技師会が委託され、鹿児島県でも昨年度より開始されており、すでに2回の研修が終了しております。今後も年4回を目標として開催してまいりますので是非とも受講されますようお願いいたします。

今回の法改正により、診療放射線技師が新たに担えるようになった業務を考えてみますと、例えば、改正前は、静脈路の確保は医師や看護師、RI検査医薬品の投与は医師、造影剤の投与は医師または診療放射線技師、投与後の抜針や止血行為は医師や看護師といったように、診療放射線技師の業務は限られておりました。しかし今回の法改正で、一連の業務すべてを診療放射線技師が担当できるようになりました。

そこで、「告示研修を終了したのですから、どうぞ新たな業務を行ってください！」と言われても、例えば、造影剤投与の際の静脈路の確保において、これまでは主に看護師の方が行って下さっていました。これからは診療放射線技師が行っても良いということにはなりましたが、「やっぱり、リスクが高いよね！ 診療放射線技師のインシデントやアクシデントが増えるから、これまで通り看護師にしてもらおう！」と考える方もいるのではないのでしょうか。そう言いたくなる気持ちは理解できますが、それでいいのでしょうか。

今後、日本は少子化が進み、超高齢社会となります。そしてその後は、大幅な人口減少社会へと向っていきます。そうなった時、私たちの主たる業務としている画像検査は減少していくことになります。つまり私達診療放射線技師の仕事が減ることが予想されるわけです。ですから、今回の法令改正に伴う業務拡大は、我々診療放射線技師にとってもチャンスだと捉えて、新たな業務には積極的に取り組み、診療放射線技師の役割・存在価値を誇示するとともにチーム医療の在り方を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

今後の日本の医療において、医師をはじめ医療者の過重労働を解決する技術として、人工知能（AI）やゲノム医療といったものの発展とその利用が期待されております。さらに我々診療放射線技師には、業務拡大と質的向上、多職種連携の推進といったことが、これまで以上に望まれてくるものと考えられています。

鹿児島県診療放射線技師会、並びに日本診療放射線技師会は、これからもこれらのことを見据えて、告示研修を始めとして様々な事業を展開してまいります。今後とも引き続き、皆様方の私どもの活動へのご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

「日本診療放射線技師会 創立75周年記念式典」出席報告

鹿児島県診療放射線技師会 太田原 美郎

2022年7月16日に経団連会館国際会議場（東京都・千代田区）にて、日本診療放射線技師会75周年記念式典が開催された。今回の式典では、厚生労働大臣表彰者の表彰、並びに「日本の医療の将来」と題して、厚生労働省の初代医務技監で国際医療福祉大学学長の鈴木康裕氏による記念講演が行われた。

初めに主催者挨拶として上田克彦会長より挨拶があり、JARTの歩みを振り返りながら、幅広い領域の職種との連携を推進し、チーム医療の一員として日本の医療に貢献していく決意を述べた。

続いて、岸田文雄内閣総理大臣、後藤茂之厚生労働大臣による祝辞のビデオメッセージが流された。岸田内閣総理大臣は、COVID-19診療での職務に感謝の意を表した上で、チーム医療の一端を担う診療放射線技師の役割に期待を示した。また、後藤厚生労働大臣は、世界でもトップクラスにある日本の医療水準を維持していくためには、医療者が専門性を生かして質の高い医療を提供することが必要だと述べ、そのためにもタスクシフト、タスクシェアが重要であり、今後も研鑽を積み、国民の期待に応えてほしいと語った。

この後來賓からは、元厚生労働大臣の根本匠衆議院議員が祝辞を述べた。根本議員は、2022年3月に自由民主党内に設立された「国民に最善の医療を届けるために診療放射線技師を支援する議員連盟」の会長を務めており、東日本大震災における診療放射線技師の活動や国民に放射線に対する正しい理解をしてもらうための活動に謝意を示すとともに、COVID-19のワクチン接種におけるアナフィラキシーショックへの対応など、今後ますますの活躍を期待すると述べた。

このほか、古賀篤厚生労働副大臣、一般社団法人日本病院会の相澤孝夫会長、公益社団法人日本医師会の釜薙敏常任理事、公益社団法人日本看護協会の福井トシ子会長からの祝辞をいただいた後、島村大厚生労働大臣政務官、深澤陽一厚生労働大臣政務官、橋本岳衆議院議員、古川俊治参議院議員、小川克巳参議院議員など、多数の議員からの祝辞へと続いた。

来賓の祝辞に続いて、厚生労働大臣表彰が行われた。診療放射線業務功労者として57名が表彰を受け、その中から成田浩人氏が受賞代表者として古賀厚生労働副大臣から表彰状が授与された。

最後に行われた鈴木氏による記念講演「日本の医療の将来」では、国内外のデータを交えながら超高齢社会から人口減少社会へと向かう現状を説明し、医療における財政難、労働人口減少といった課題を指摘した。今後、これらの問題に向き合うため、働き方改革や、ミスを防ぐための負担軽減が必要となる。医師など医療者の過重労働の解決する技術としての人工知能(AI)やゲノム医療などについて触れ、さらにチーム医療による他職種へのタスク・シフト、タスク・シェアの重要性が高まると指摘した。



この後、祝電が披露され、さらに 2021 年度から開始された厚生労働大臣指定告示研修の協力企業への感謝状贈呈へと進んだ。企業を代表して富士フイルムメディカル（株）の川原芳博代表取締役社長が上田会長から感謝状を贈られた。

記念式典の最後は日本診療放射線技師会顧問を務める畦元将吾衆議院議員が閉式の挨拶を行い、式典を終了した。

今回、この日本診療放射線技師会 75 周年記念式典に出席して強く感じたのは、5 年前の 70 周年記念式典と比べ明らかに厚生労働省、国会議員の方々の対応が違ったということである。70 周年記念式典の来賓代表挨拶は、厚生労働副大臣の厚生労働省医政局医事課長による代読であった。今回の 75 周年記念式典では、岸田文雄内閣総理大臣、後藤茂之厚生労働大臣のビデオメッセージによる祝辞に続き、元厚生労働大臣根本匠衆議院議員をはじめ 7 名の国会議員の方々からの祝辞をいただいた。

この厚生労働省、国会議員の方々の対応が大きく変わった背景には、日本診療放射線技師会顧問であり、本人自身診療放射線技師でもある畦元省吾衆議院議員の存在が大きい。畦元省吾衆議院議員に働きかけにより、2022 年 3 月には自由民主党内に「国民に最善の医療を届けるために診療放射線技師を支援する議員連盟」が設立されたことをご存じの方も多いのではないだろうか。

日本診療放射線技師会は職能団体でもあり、診療放射線技師の理想とする将来を実現していくためには政治力というものが必要となる。畦元議員の存在により私達診療放射線技師の政府や厚生労働省への認知度は大きく変わった。今後も日本診療放射線技師連盟の活動を通して畦元議員を応援していくとともに、診療放射線技師を理解して下さる議員を一人でも多く国会に送っていこうではありませんか。

厚生労働大臣表彰に本会より推薦の橋口善治さんが受章されましたのでお知らせいたします。

また、JART功労賞、50年および30年勤続表彰については別途資料をご覧ください、該当される方は申請くださいますようお願いいたします。JART表彰はホームページにも掲載しておりますので合わせてご確認ください。

1. 厚生労働大臣表彰受章

橋口善治さんが厚生労働大臣表彰を受賞され、7月16日 東京大手町の経済連会館での授与式に臨まれました。昭和55年から平成24年まで鹿児島市医師会病院に勤務、鹿児島県診療放射線技師会においては平成3年から同11年まで理事として副会長、総務担当、表彰担当を務められ本会発展に多大な貢献をされました。心よりお祝い申し上げます。



2. JART表彰について

鹿児島県診療放射線技師会から令和4年度 功労賞および永年勤続表彰（50年、30年）の案内がありました。功労賞は選出検討中ですが、永年勤続では50年表彰に2名、30年表彰に39名の候補者がおられます。30年表彰については地域理事のご協力を得て進めておりますので、該当される方はお知らせください。永年勤続のカウント開始はJART入会日ではなく以下のような要件ですのでご注意ください。

(1) 表彰の要件

①勤続50年表彰

勤続30年を受けた者で、さらに会員として20年以上在籍し、会費を完納した者。

②勤続30年表彰

30年以上診療放射線技師関連業務に従事した者で本会に入会后、引き続き15年以上会費を完納した者。

(2) 勤続年数カウントの開始

①勤続50年表彰

- ・30年表彰を受賞済み、なおかつJART入会歴が継続して20年以上で当年度まで会費を完納。
- ・生年月日が昭和27年(1952年)03月31日以前(満70歳以上)の会員。

②勤続30年表彰

- ・勤務開始日から30年以上、なおかつJART入会歴が15年以上で当年度まで会費を完納。
- ・勤続表彰未受賞で、免許登録年月日が平成05年(1993年)03月31日以前、入会年月日が平成21年(2009年)03月31日以前であること。

※基本的には『免許取得年度＝勤務開始日』であるかと思えます。

※表彰規程では、勤続歴が満30年以上としておりますので、就職歴の入職日が平成05年(1993年)04月01日以降の場合は翌年度以降の対象となります。

(3) 申請方法

JART申請の締め切りは11月18日必着、鹿児島県では10月末日までとします。勤続30年表彰が主であろうかと思いますが、該当者で申請される方は添付の「様式第5号」に則り、履歴書を作成し公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会・表彰担当宛て、又は所属施設の地域理事宛てにお送り下さい(50年表彰は様式が異なりますので問い合わせ下さい)。

申請は10月末日までとし、会長確認後に「表彰推薦者」としてJARTへ送り、その後はJART事務局で確認作業がなされ今年度中に受賞者の発表になる見込みです。

【問い合わせ】

*表彰担当

野中 康博(菊野病院 診療協力部 放射線課)

〒897-0215 南九州市川辺町平山3815 電話 0993-56-1135 内線 130

*地域理事

鹿児島地域 脇田 慎一 099-226-2600 いずろ今村病院

北薩地域 前田 健一郎 0996-22-1111 川内市医師会立市民病院

南薩地域 野中 康博 0993-56-1135 菊野病院

霧島始良地域 坂口 右己 0995-42-1171 霧島市立医師会医療センター

大隅地域 熊谷 繁夫 099-482-0622 昭南病院

大島地域 元 俊晶 0997-52-3611 県立大島病院



鹿児島県診療放射線技師会会員ページ

<https://krtbiz.kagoshima-rt.or.jp/>

鹿児島県診療放射線技師会の会員ページができました。
上記のアドレスから会員ページログイン画面を起動してください。



会員番号と設定したパスワード（会報の別紙に記載している乱数）を入力すると会員ページに入ることができます。

【PC】

Showing 1 to 10 of 161 entries

投稿日時	記事種別	記事タイトル
2022年9月10日	会員限定記事	※ 市役健康まつり
2022年9月1日	会員限定記事	※ 取組
2022年8月27日	会員限定記事	※ 名称変更案内版3
2022年8月27日	会員限定記事	掲示版2
2022年8月27日	会員限定記事	名称変更案内
2022年8月10日	お知らせ	第3回南九州NIRS研究会
2022年8月13日	お知らせ	マンモグラフィボジションニングコンテストのご案内
2022年7月21日	お知らせ	第40回大隅地域研修会(ご案内)
2022年7月21日	お知らせ	第 79 回九州産科婦科学術研究会のご案内
2022年7月21日	お知らせ	2022年度 リーダー研修会 (Web開催) のご案内

Showing 1 to 10 of 161 entries

会員登録内容変更 QRコード

退会手続き

退会に関する情報は、退会届をダウンロードの上、鹿児島県診療放射線技師会宛てにFAXまたは郵送するかオンライン上でお願いいたします。退会申請後、別添より連絡いたします。電話・メールでの問い合わせはできませんのでご了承ください。お問い合わせ先は下記のとおりです。

退会届(届) オンライン

【mobile】

Showing 1 to 10 of 161 entries

会員登録内容変更 QRコード

退会手続き

退会に関する情報は、退会届をダウンロードの上、鹿児島県診療放射線技師会宛てにFAXまたは郵送するかオンライン上でお願いいたします。退会申請後、別添より連絡いたします。電話・メールでの問い合わせはできませんのでご了承ください。お問い合わせ先は下記のとおりです。

退会届(届) オンライン

会員ページ

1.新しいパスワードを設定して下さい。

2.LINE登録ができます。

QRコードを登録するとHPを閲覧しなくても新着情報が届きます。

3.一般情報だけでなく会員向け情報を閲覧できます。

4.登録内容の変更ができます。

5.退会手続きができます。

※今後も会員限定の情報を発信していきます。

第51回 鹿児島CT研究会 開催報告

鹿児島 CT 研究会 穂山 和章

第51回鹿児島CT研究会を2022年5月19日（木）19時から21時まで、Webにて開催致しました。今回の当日参加者は、会員109名、非会員2名、医師1名、メーカー10名の計122名でした。内容は、前回アンケートにて要望が多かったCT装置の最新情報と医師による講演で行われました。

「CT装置の最新情報」では、富士フィルムヘルスケア、GEヘルスケア・ジャパン、フィリップス・ジャパン、キヤノンメディカルシステムズ、シーメンスヘルスケアの各装置メーカー5社に、各社特徴のあるアプリケーション等をご説明頂きました。内容は、心臓の動き補正技術やコロナ禍ならではのオートポジショニング、AI機能の今後、フォトンカウンティングCT等進化し続ける新たな技術を各社10分という短い時間の中わかりやすく情報提供頂きました。

「特別講演」では、鹿児島医療センター 第一循環器内科部長 片岡 哲郎 先生に「当院における経カテーテル的大動脈弁置換術に対するハートチームの役割」として、基礎解剖から歴史や手技方法まで非常にわかりやすくご講演頂き、今後の検査において有益な時間を過ごすことができました。

今回の研究会も前回に引き続き、Webのみの開催となりました。事前販売チケットに関しては、完売してしまい、購入できなかった方々にはご迷惑をお掛け致しました。また、今回の研究会では、県外からのチケット購入者は44名もあり、県外から参加できるお礼のコメントも多数頂いております。

今年度は、研究会中にもご案内させて頂きましたが、4回の開催を予定しており、世話人メンバーに関しても多数の入れ替わりがございました。今後も、鹿児島県のCT技術向上に向けて企画や情報提供してまいりますので、ご参加ご支援の程、よろしくお願い申し上げます。

世話人： 代表 愛下 剛 大井病院
岩元 優樹 鹿児島医療センター
沖中 裕幸 川内市医師会立市民病院
木村 圭佑 南風病院
坂口 右己 霧島市医師会医療センター
濱田 智太郎 いまきいれ総合病院
林 六計 鹿児島大学病院
福留 慎也 米盛病院
二間瀬 竜太 今村総合病院
穂山 和章 鹿児島厚生連病院
宮原 洋一 鹿児島市立病院

- 日 時 : 2022年 5月19日 (木) 19:00~21:00
- 開催形式 : Web開催のみ (Webex Meetings)
- 内 容 :

【開会挨拶】 19:00-19:05 鹿児島 CT 研究会世話人

【CT装置の最新情報提供】 19:05-19:55

- ・富士フィルムヘルスケア
- ・GEヘルスケア・ジャパン
- ・フィリップス・ジャパン
- ・キヤノンメディカルシステムズ
- ・シーメンスヘルスケア

【特別講演】 19:55-20:55

『当院における経カテーテルの大動脈弁置換術に対する

ハートチームの役割』

独立行政法人 国立病院機構 鹿児島医療センター

第一循環器内科部長 片岡 哲郎 先生

【閉会挨拶】 20:55-21:00 鹿児島 CT 研究会 代表世話人

第49回 大隅地域研修会(Web)開催報告

医療法人 青仁会 池田病院 石原 剛

第49回大隅地域研修会が令和4年8月24日18:30よりWeb配信にて開催されました。

参加人数は29名(会員)で、大隅地域だけでなく県内各地からも参加を頂きました。

今回の大隅地域研修会のテーマは、『被ばく線量管理』になります。

【開会の挨拶】

(公社)鹿児島県診療放射線技師会大隅地域理事 熊谷 繁夫

【技師会長挨拶及び活動報告】

(公社)鹿児島県診療放射線技師会会長 太田原 美郎

本年度の定時総会は大幅な定款改訂の議案があったが、会場とWeb併用で実現できた。

医師の業務を他職種に拡大するタスクシフトを推進する形で、技師の業務範囲の見直しとして告示研修の受講が義務化され、鹿児島県でも2回の研修が終了しており、年4回を目標に展開していく予定である。すぐには業務として踏み出せない状況もあるが、我々にとってチャンスと捉え、技師の役割や存在価値を保持していく必要があるのではないか。放射線技師には業務拡大・質的向上・他職種連携の推進が望まれてくるが、今後とも技師会活動への理解と協力を願う。

【会員報告】

『告示研修の参加報告』

昭南病院 相川 晃太

本年3月に鹿児島医療技術専門学校平川キャンパスで行われた告示研修の報告で、まずは研修受講にあたり事前学習として700分のe-learningと、現地での実技研修で映像と手技を含めた385分が必須となる。実際の実技の様子が画像とともに紹介され、参加時の注意点として、コロナ感染防止の間診票や食事等に関するプチ情報も加えられた。

今回の法改正により、今後は当然の技能としてみなされる可能性が高く、同一国家資格内での可・不可の2層構造は望ましくないことから積極的な受講が望まれる。



『線量管理システムの現状と課題』

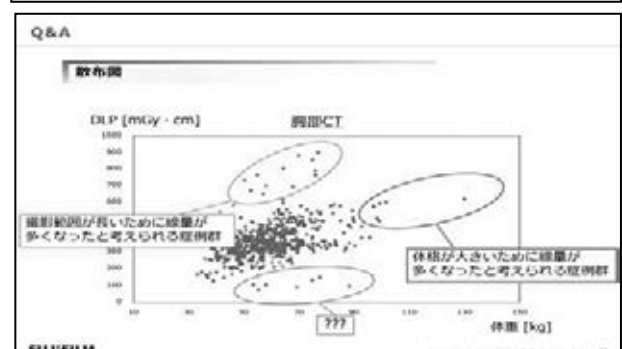
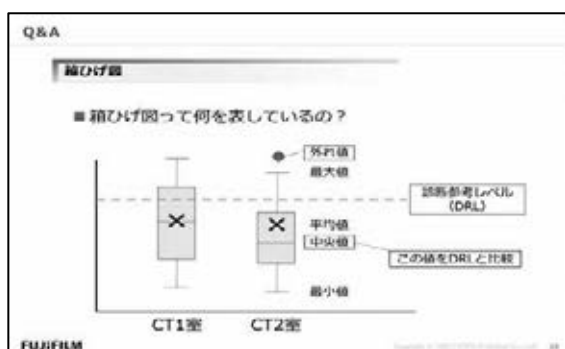
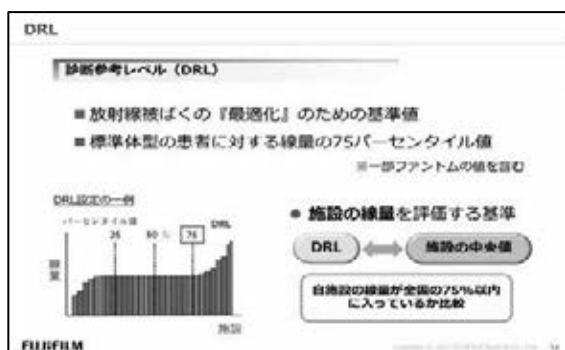
富士フイルムメディカル株式会社 IT 事業推進部 中野 伸哉

2020年4月に医療法施行規則の一部改正され、線量管理は正当化と防護の最適化に大きく分けられる。正当化は医療被ばくの適正と必要な検査の選択として年1回の職員研修、防護の最適化としては線量の記録や患者への情報提供、DRLに基づく線量管理と最適化が求められている。線量記録については、現状は保存されているだけで良いが、データを取り出せるシステムも必要となる。また患者への情報提供は、説明者や提供内容の説明方針など、病院内でのルールを決めるのが重要である。DRLに基づく線量管理と最適化は、各施設の中央値とDRLの比較になる。毎年PDCAサイクルを行い、線量の最適化を図る必要があるが、P(プロトコル決定)・D(線量の記録と管理)までは良いが、C(DRLを比較)・A(条件の見直し)が難しいとの報告もある。

また散布図と箱ひげ図といった統計図の見方もデモ機で紹介され、散布図は全体の傾向の把握、箱ひげ図は詳細な解析と、それぞれ目的にあった統計手段を用いる必要がある。

現状の課題としてCT検査では、①体重での絞り込みが必要 ②プロトコルが装置によって異なる ③現状のDRLは8項目しかない点が挙げられる。IVR検査では、検査終了まで分類決定できない事もあり、手技の分類方法の検討が必要である。

まとめとして、①DRLは施設の線量を評価するための基準となり、施設ごとの中央値と比較する。②線量評価にはプロトコルの整理が重要で、場合によってはオーダ運用の見直しも必要になる。③CT検査に関してDRLの項目が十分ではない点を考えると、施設目標を設定しPDCAサイクルの活用が理想の形となる。



『大隅地域における診療放射線の安全管理に関する施設アンケート結果報告』

垂水中央病院 山中 仁

診療放射線の安全管理に関して、大隅地域の各施設の対応状況の情報共有で、より良い体制の構築を目的として、世話人が在籍する6施設を対象にアンケートを実施した。

アンケート内容は施設概要・医療放射線安全管理体制などを含んだ15項目で、結果から見えた課題は2点で、①診断参考レベルとの比較検討、②医師による正当化説明体制の構築が不十分である事が挙げられた。

【まとめ】

- ・全ての施設において医療放射線安全管理委員会が設置され研修会も行われていた。
- ・医療放射線安全管理責任者は放射線科医師を含めた医師が担っていた。
- ・全ての施設で被ばく線量管理は診療放射線技師が行っており個別の方法で線量評価は実施されていた。
- ・被ばく線量管理ソフト導入は、常勤放射線科医師が在籍する施設ほど導入の傾向が高く、管理・記録対象医療機器保有数との関連性はなかった。
- ・診断参考レベルとの比較検討は、一部のモダリティのみで実施しているか検討中の施設のみであった。
- ・医師による正当化説明体制を構築しているのは1施設のみで、放射線科医師在籍との関連性はなかった。

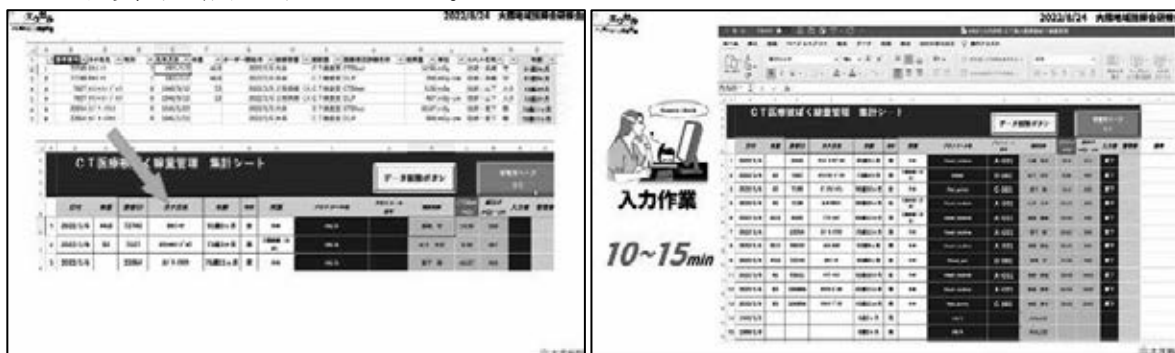
「エクセルから始めるCT線量管理」

大井病院 愛下 剛

JART7月号の診療報酬アンケートで、線量管理システムの導入について「いいえ」と回答している施設の8割が「金額」を理由にしており、費用を抑えられる自作ソフトでのシステムの必要性を感じている。

CT装置の被ばくの管理と管理はExcelを用いている。院内全ての電子カルテから入力と閲覧が可能で、Excelへの入力は夜勤者が前日撮影の患者記録を入力し、撮影技師・入力技師・管理者でのトリプルチェックにより管理されている。

実際に登録デモが行われ、電子カルテからのCSVファイルを活用し、Excelに貼り付けられた抽出データは集計シートに反映するように設定されており、最後にプロトコル番号等を選択する事で完成となる。線量管理者の業務は、記録簿に特記事項や撮影条件の上昇の理由を記載し、管理職は一か月分のデータを抽出し外れ値などの確認をする。そして月ごとに診断参考レベル超過件数と事例内容について委員会に報告が行われている。



放射線検査を行う際は常に正当化と最適化の2つが満たさなければならない。特に救急や小児などエビデンスに準じた検査体制を実践しているが、正当化の達成には放射線診療の有用性や患者への説明と同意が適切に行われる事が必要である。

現状ではリスク報告や有害事象は上がっておらず、患者への被ばく説明のタイミングについては、医師が必ず被ばく説明を実施するように、検査オーダー時に医師のチェック入力で説明用紙が自動出力されるシステムを構築している。

実例として心カテ・ERCP・マンモの被ばく線量レポートや箱ひげ図などが紹介され、透視と撮影の被ばく線量の比較を含めた統計図の見方やデータ説明が行われた。

1. 正当化
 とりあえずCT、...はだめ。
 目的は何か？
 放射線による検査で得られる情報が、医療に必要であり、他では得られない

2. 最適化
 年齢や体格も考慮。低ければよいのではなく本来の目的を達成できる範囲内で低減。
 医療に必要な情報を得ることができる最小の侵襲

被ばく線量を過剰に制限することで、医療を止めてはならない

被ばく線量が少なくなるように、撮影条件を工夫する

当院での被ばく説明のタイミング
 CTオーダー時に必ず、被ばく説明を実施するように、医師がチェック入力。自動で説明用紙を出力するシステム構築

図被ばく説明実施を追加しました。

心カテ検査 被ばく線量 レポート
 被ばく線量 1.822778Gy

まとめ
 1) 検査の正当化と最適化を説明し、患者さんが納得して検査を受けられるシステム構築が必要。
 2) 被ばく管理システムの特徴を理解して、管理をすすめている現状です。
 装置情報・検査情報を一元管理する未来になる

【閉会の挨拶】

(公社)鹿児島県診療放射線技師会大隅地域理事 熊谷 繁夫

テーマ討論後は質疑応答で予定時間を20分以上もオーバーし、線量管理の関心の高さをうかがい知る事ができ、最後に熊谷地域理事の挨拶をもって閉会とさせていただきました。

今後もしばらくは Web を併用していくことになると思いますが、モニター越しではなく対面にて研修会が行われ、活発な交流が再開する日を待ち望んでいます。

以上、各施設の皆様のご協力に深く感謝し、報告とさせていただきます。

【参加者氏名】

- 熊谷繁夫 下新和仁 中野慎也 山中仁 相川晃太 深水武 隈浩司 大迫俊一 愛下剛
 太田原美郎 永山崇臣 松永大和 市園淳二 藺田大樹 石原剛 井上史央里 山本秀明 石原広大
 島児末治 坂本幸望 藤崎拓郎 新村栄次 今村正吾 佐々木一将 蓑田辰則 浮田啓一郎
 副島恭平 恵智徳 黒原泰樹

令和4年度 フレッシュアップセミナー(開催報告)

(公社) 鹿児島県診療放射線技師会 学術 藤崎 誠

今年度は、下記日程・内容にて、Web での開催となりました。例年ですと、X線撮影検査講座やCT 検査講座など臨床的な講座も入れるのですが、コロナ感染拡大対策として、JART からの指定講座のみの内容とし、今回もセミナー後の情報交換会は中止としました。

さて、開催内容としましては、今回も公益社団法人日本診療放射線技師会と公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会の共同開催という形をとり、例年と同じ「エチケット・マナー講座」、「医療安全講座及び社会人基礎力」、「感染対策講座」と、昨年度から新たに加わった「医療コミュニケーション講座」、「被ばく低減講座」の5つの講座と、「診療放射線技師会活動等の紹介と入会案内」を加えた内容で開催しました。実際に行っているコロナ感染対策の内容も含めた「感染対策講座」、最近医療の現場で重要視されている「医療コミュニケーション講座」、東日本大震災での福島原発事故以来、国民に注目されている「被ばく低減講座」は、新人のみならず、我々中堅、ベテランの技師にとりましても参考になったのではないかと思います。

参加人数は、フレッシュアップ 13 名、学生 1 名、引率者 4 名の計 18 名でした。

令和 4 年 9 月現時点では 13 名のうち 2 名の新規入会が確認されています。

参加された方には、あらためて参加のお礼とフレッシュアップの方には、我々の仲間として、唯一の職能団体である当診療放射線技師会への入会を心よりお待ちしております。

来年度は、願わくは新人同士顔合わせの場の提供と先輩技師の手振り身振り熱弁の講義の対面型式でのフレッシュアップセミナーを開催したいと思っています。是非、新人のみならずのご参加と技師長さん、先輩方の新人参加へのご配慮、及び会員のみならずのご参加をよろしくお願い致します。

【日程及びプログラム】

日 時：令和4年5月29日（日） 9時～13時

場 所：WEB 開催

内容：

- ① 9時～9時30分 エチケット・マナー講座
放射線部門技師長 西郷 康正（鹿児島大学病院）
- ② 9時30分～10時30分 医療安全講座及び社会人基礎力
会長 太田原 美郎（明輝会クリニック）
- ③ 10時30分～11時 医療コミュニケーション講座
副会長 藤崎 拓郎（川内市医師会立市民病院）
- ≪ 休 憩 ≫
- ④ 11時～12時 感染対策講座
学術担当理事 藤崎 誠（南風病院）
- ⑤ 12時～12時30分 被ばく低減講座
学術担当理事 東 幸治（鹿児島医療技術専門学校）
- ⑥ 12時30分～13時 診療放射線技師会活動等の紹介と入会案内
総務担当理事 大迫 俊一（相良病院）

【参加者氏名】

津曲 楓真、花田 大輝、姫野 康弘、池田 聖樹、松崎 浩也、池端 航清
児玉 佑太、田原 妃乃、木場 あかり、児玉 朱里、松田 真樹、七村 翼
上山 裕也、立石 大輝、副島 恭平、川畑 幹成、舟田 悟、坂下 周一郎
(順不同、敬称略)

第20回 鹿児島超音波研究会 開催報告

鹿児島超音波研究会 塩屋 晋吾

2022年7月20日(水) 18時30分から20時まで、第20回鹿児島超音波研究会をWebにて開催致しました。

内容は、症例提示とケースレクチャーの2部構成で行いました。

症例提示は初学者と中級以上経験者によるそれぞれの立場別での提示を試みました。

初学部門では「エコー始めて1年目... わたしの迷った症例」というタイトルで鹿児島厚生連病院 楠元亮太さん、中級者以上部門では「エコー始めて10年目... それでも迷った症例」というタイトルで相良病院 原口織歌さんにそれぞれ発表して頂きました。

それぞれの経験年数に応じた視点や症例に対しての問題提起がなされ、大変示唆に富む症例提示となりました。

ケーススタディは虫垂にスポットを当てて走査法を含めた実践編と症例の振り返りを含めた検討編のレクチャーを試みました。

実践編では「ここがポイント！虫垂アプローチ」というタイトルでいづろ今村病院 上釜健作さんにレクチャーして頂きました。虫垂は小さな臓器であるが故に描出には高度の手技的テクニックが必須になりますが、注意点や描出のポイントを中心に非常に分かりやすく提示して頂きました。検討編では「さぐってみた... 当院の虫垂エコーの現状」というタイトルで霧島市立医師会医療センターの塩屋の方で担当させて頂きました。虫垂炎の当院での診断感度やCTとの比較について検討しました。また虫垂疾患は通常の虫垂炎だけではなく虫垂粘液腫をはじめとした腫瘍性病変の潜在や特殊な病態も多く存在します。その部分に焦点を置き当院での症例を提示し鑑別のポイントに関するレクチャーを行いました。

超音波検査はそれぞれの病院環境により誰もが施行できる領域ではありませんが、CT/MRIにも負けないくらい有用性の詰まった検査だと思っています。今後もマルチモダリティ時代の中で超音波検査の魅力をアピールできるような会にしていきたいと考えておりますので、多数のご参加・ご支援の程よろしくお願い致します。

第52回 鹿児島CT研究会 開催報告

大井病院 愛下 剛

第52回鹿児島 CT 研究会を 2022 年8月 17 日(水)19:00~21:00 Web にて開催致しました。 事前参加登録は満員御礼の150名、当日参加者は、会員 116名、医師1名、計 117名。 県外からの参加も多数あり、北海道・東北からも視聴されていました。

当日は司会・進行にいまきいれ総合病院 濱田会員、
各セッションの座長は、いまきいれ総合病院 丸尾会員と愛下がそれぞれ務めました。

トピックスとして今年度より”報告書管理体制加算”の
新設の為、管理システムの確立にご尽力されている
鹿児島市立病院 隈 浩司 会員による



司会：濱田会員



座長：丸尾会員

“CT検査における既読管理システムの運用について”
報告していただきました。

読影結果の既読率を上げるための工夫などを講演していただきました。



発表：隈会員

次に CT 装置 品質管理として
“X線 QA アナライザ【Piranha】(ピラニア)を使用した CT 線量測定”
について いまきいれ総合病院 林 孝志郎会員による
【Piranha】の使用経験について報告していただきました。



発表：林会員

今回のメインテーマとなる

【手術支援・術前画像】として
手術支援 CT 画像について

肝臓@鹿児島厚生連病院 竹崎会員
胃@今村総合病院 川上会員
大腸@南風病院 木村会員

による各臓器別、術前の CT 画像撮影から
画像作成のポイントについて
報告していただきました。

県内を代表する施設からスペシャリストに
よる貴重な発表で特別講演の田辺先生からも
お褒めの言葉を頂きました。



発表：竹崎会員



発表：川上会員



発表：木村会員



そして【特別講演】として
 鹿児島大学病院 消化器・乳腺甲状腺外科 助教
 田辺 寛先生による

“術前画像と大腸外科の今”

と題して講演していただきました。

ウェブならではの、視聴者参加型の投票を活用し、
 視聴者も興味を持ちながら回答されていました。

また、実際の手術動画を供覧していただき、
 視聴者は普段見ることのできない手術画像を見ることが
 できました。

術前の画像作成に非常に役立つ有益な講演だったのでは
 ないでしょうか。

また、先生のご好意で当日のスライド資料を
 研究会終了後に配布していただき
 鹿児島県診療放射線技師の発展に役立つと思われました。

今後も県内の技師の活躍、ウェブを活用した
 県外からの講演を企画致します。

今後の“鹿児島CT研究会”への参加
 を宜しくお願い申し上げます。

- | | |
|---------------|--------------|
| 世話人：(代表) 愛下 剛 | 大井病院 |
| 岩元 優樹 | 鹿児島医療センター |
| 沖中 裕幸 | 川内市医師会立市民病院 |
| 木村 圭佑 | 南風病院 |
| 坂口 右己 | 霧島市医師会医療センター |
| 濱田 智太郎 | いまきいれ総合病院 |
| 林 六計 | 鹿児島大学病院 |
| 福留 慎也 | 米盛病院 |
| 二間瀬 竜太 | 今村総合病院 |
| 穂山 和章 | 鹿児島厚生連病院 |
| 宮原 洋一 | 鹿児島市立病院 |



特別講演：田辺先生

座長：愛下会員



視聴者参加型 投票を用いた特別講演の様子



田辺先生 特別講演の様子

第52回 鹿児島CT研究会

謹啓 時下、先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。Web 開催する運びとなり
 ました。ご多用とは存じますが、ご参加賜りたくご案内申し上げます。 謹白

日時：2022年 8月17日(水) 19:00~21:00

開催形式：Web 開催のみ (Webex Meetings)

【開会挨拶 19:00-19:05 鹿児島CT研究会世話人

【トピックス】 19:05-19:20

“CT 検査における現状管理システムの運用について”

鹿児島市立病院 隈 浩司

【CT装置 品質管理】 19:20-19:35

“X線QAアナライザ【Piranha】を使用したCT線量測定”

しまきいれ総合病院 林 幸吉郎

【手術支援 CT画像】 19:35-20:15

“肝臓”@鹿児島厚生連病院

“胃”@今井総合病院

“大腸”@南風病院

【特別講演】 20:15-20:55

『術前画像と大腸外科の今』

鹿児島大学病院 消化器 乳腺甲状腺外科 助教 田辺 寛 先生

【閉会挨拶 20:55-21:00 鹿児島CT研究会 代表世話人

令和4年度 鹿児島県診療放射線技師会リーダー育成研修会 (開催報告)

令和4年度 (公社)鹿児島県診療放射線技師会 リーダーおよびリーダー育成研修会が、令和4年8月27日(土)14時30分～16時、オンラインにて開催されました。

その講演要旨を下記に掲載します。今回は「医療機関におけるサイバーマネジメント」という内容で、鹿児島県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 支援係 松島章浩先生について講演していただきました。

会員32名の参加があり、松島先生からは、サイバー犯罪の現状と対策について講演して頂きました。また、医療機関で起ったサイバー犯罪被害に関しても事件の背景や被害、その後の現状等も詳しくお話をしていただきました。サイバー犯罪も多様化し被害件数も増加しているまさに今、個人レベルのみならず病院単位でも対策が必要となります。これらの内容は、リーダーだけでなく会員非会員問わずまた、社会全体が共有していくべき課題でもあります。

来年度もテーマを変えて開催予定ですので、リーダーという名称に臆することなく会員のみなさんの参加を是非お願い致します。

「医療機関におけるサイバーマネジメント」

鹿児島県警察本部 生活安全部サイバー犯罪対策課 松島章浩

【講演要旨】

近年、サイバー犯罪被害の認知件数は増加傾向にある。また、犯罪も多様化している。

特に近頃問題となっているのが感染させた上で金銭を要求するといったものである。それらに感染した際は絶対に金銭を支払ってはならない。支払ったからといってシステムを元通りにする保証はないのである。

医療施設でサイバー攻撃を受けた事例は当該病院のセキュリティーが脆弱だったことが起因していた。不正アクセスにより電子カルテ等は機能しなくなり、バックアップデータからの復旧で対処したが、数日間診療をストップせざるを得なかった。

近頃ではEmotet感染が問題化しておりこれに感染すると感染した端末からさらにメール配信され感染が拡大するというものである。これに対しては添付ファイルをむやみに開かない。添付ファイルのマクロを有効化しないことである。取引先からの添付ファイルでも先方に確認することが重要である。また、「haveibeenEMOTET」を利用すれば感染しているメールアドレスかが確認できる。

メールで届いた添付ファイルは不用意に開かない。定期的にバックアップをとっておく。金銭を要求されても支払わない。これが重要である。

【参加者】

松山芳郎、副島恭平、四本斉、新村栄次、飯伏順一、吉見公作、吉野健、三反田正紀、松下啓、濱田智太郎、渡邊義治、永山照明、牧野竜大、泊誠一、市来守、平田勝、田川伸夫、市園淳二、井ノ上祐二、愛下剛、脇田慎一、市園淳二、恵智徳、伊藤大助、野中康博、上釜健作、舟田悟、養田辰則、中村晋輔、大迫俊一、藤崎誠、太田原美郎、(敬称略) (氏名不明1名)

業務拡大に伴う統一講習会開催(鹿児島)報告

(公社)鹿児島県診療放射線技師会 担当理事 藤崎 拓郎

令和4年8月28日と9月4日の2週に渡る日曜日に「業務拡大に伴う統一講習会」が、鹿児島市で開催されましたので報告致します。本講習会は、過去に鹿児島県では平成28年1月から令和2年1月までの5年間で15回開催され、その後履修した学生の卒業を機に、東京、大阪の中央開催へと移行した経緯があり、おおよそ2年ぶりの鹿児島での開催となりました。

今回、皆さまもご存じの通り、医師の働き方改革によるタスク・シフト/シェアで、診療放射線技師の業務が拡大され、現在、その診療放射線技師法改正に伴う告示研修会が全国各県で開催されていますが、その告示研修では履修できない行為について、厚生労働省の勧めもあり、再度地方での講習会を開催する運びとなりました。

本講習会は、2日間に渡って開催されますが、1日目は、DVDによる座学研修で告示研修会での基礎研修 e-learningにあたり、2日目は、主に実技研修となります。本講習会を受講する事により、さらに告示研修会での実技も含めた新しく業務範囲に含まれる業務を、安全かつ正確に実施することができるものと思います。

来年度も開催予定ですので、是非、皆さまの積極的受講と、特に部署の管理者である部長、技師長さんは、部員の法的な安全と医療安全を担保とするため、本講習会の受講をお勧め下さいますようお願い申し上げます。以下に、今回開催された統一講習会の内容と実技研修の様子を掲載します。

開催目的：業務拡大に伴う必要な知識、技能、態度を習得する

日時：令和4年 8月28日(日) 8:20～17:50

9月 4日(日) 8:30～17:20

会場：鹿児島医療技術専門学校(平川キャンパス)多目的ホール(1号館5階)

鹿児島市平川町宇都口 5417-1

受講料：会員15,000円 非会員60,000円 (全受講の場合)

受講者数：18名(申込者数22名)

内容：DVDによる講義(視聴)及び実習指導者による実習・演習

日程：

8月28日(日)				9月4日(日)			
	時間		事項		時間		事項
	8:20～8:50	30	受付		8:30～8:50	20	受付
1	8:50～9:00	10	開講式・オリエンテーション	1	8:50～9:00	10	開講式・オリエンテーション
2	9:00～9:50	50	講義(DVD放映)静脈注射関係	2	9:00～9:50	50	講義(DVD放映)下部消化管
3	9:50～10:40	50	講義(DVD放映)静脈注射関係	3	9:50～10:40	50	講義(DVD放映)下部消化管
	10:40～10:50	10	休憩		10:40～10:50	10	休憩
4	10:50～11:40	50	講義(DVD放映)静脈注射関係	4	10:50～12:10	80	※実習・演習 静脈注射
5	11:40～12:30	50	講義(DVD放映)法改正		12:10～13:00	50	昼休憩
	12:30～13:20	50	昼休憩/受付	5	13:00～13:50	50	※実習・演習 下部消化管
6	13:20～14:10	50	講義(DVD放映)IGRT		13:50～14:00	10	休憩
7	14:10～15:00	50	講義(DVD放映)IGRT	6	14:00～14:50	50	※実習・演習 IGRT
	15:00～15:10	10	休憩		14:50～15:00	10	休憩
8	15:10～16:00	50	講義(DVD放映)IGRT	7	15:00～16:00	60	※実習・演習 BLS
9	16:00～16:50	50	講義(DVD放映)下部消化管		16:00～16:10	10	休憩
	16:50～17:00	10	休憩	8	16:10～17:00	50	※試験説明及び確認試験
10	17:00～17:50	50	講義(DVD放映)下部消化管		17:00～17:10	10	解答用紙回収、確認作業
				9	17:10～17:20	10	閉講式



●健康トークショー 14:40~

手話通訳を行います。



知っておきたい緩和ケア
~あなたと大切な誰かのために~

鹿児島市医師会病院 緩和ケア科部長 馬見塚 勝郎先生

超高齢化社会を迎えて二人に一人は癌になる時代。発症の原因がわかっており予防も可能な癌もあります。大切な人が癌になった時にどうすれば良いのか。緩和ケア医の立場から日常生活のポイントなどを解説します。是非ご来場ください。



●子どもスタンプラリー

ご来場されたお子さま(高校生以下)を対象にスタンプラリーを実施。会場内の各コーナーで検査を受けたり、いろいろな体験をしながら、自分の健康や医療・看護・介護他たくさんの健康に関するお仕事に興味を持ってみませんか?



参加者には **すてきな景品**
プレゼント!



なんでも聞いてみよう!

●相談・展示コーナー

医師・薬剤師・保健師・看護師・栄養士・検査技師などに無料で相談できます。



- 歯科口腔展
- 口腔ケアグッズ展

- 栄養相談
- 糖尿病相談
- 食生活改善
- 保健所事業案内



- 緩和ケア相談
- 薬の相談
- 禁煙相談・アンチドーピング
- 看護相談
- 臨床検査相談

- 介護・福祉相談
- 放射線相談
- 在宅リハビリ相談
- 移植医療相談
- 臨床工学展



※他にもたくさんの相談コーナーがありますので詳しくは裏面をご覧ください。



第39回 ~かごしま市民すこやかプラン~

市民健康まつり

入場無料

みんなで楽しく健康づくり!

開催日時 令和4年 10月30日(日) 10:00~15:30
※受付は9:30から15:00まで

会場 西原商会アリーナ

【鹿児島アリーナ】鹿児島市永吉1-30-1(案内図は裏面下部)

健康づくりのためのウォーキング大会

10:00までにスタートするメインアリーナ入口(屋外)に集合してください。帽子を着用のうえ、運動ができる動きやすい服装でご参加ください。

約4.4kmを歩きます 雨天中止



●体験コーナー

無料で測定・体験ができます。(整理券不要)



- 血圧測定
- 鍼(はり)体験
- 血管年齢測定
- 骨密度測定
- 健康体操・太極拳
- らくらく体操
- お口の体験

- 心肺蘇生法体験
- 脳いきいき作業療法体験
- 発声発語器官の健康チェック
- 女性のためのリハビリコーナー
- 薬草茶試飲
- 大腸がん検査の正しい便採取体験
- 乳がんシミュレーターを使った触診体験
- リトマス液を使ったpHベッティング体験

どなたでも参加できます!

お子さん、お孫さんも一緒に!!



⚠️ 体温が37.5度以上ある方や有症状者の方は入場いただけません。

当日整理券が必要な無料コーナー紹介

マッサージ体験 定員300名
会場の⑥番ブース(裏面参照)で、随時整理券を配布。

看護相談 定員300名
会場の⑦番ブース(裏面参照)で、随時整理券を配布。

●お問い合わせ 市民健康まつり実行委員会 事務局 鹿児島市医師会内 ☎099-226-3737 (平日9:00~17:30)

●主催団体【市民健康まつり実行委員会】
鹿児島市医師会 / 鹿児島市南科医師会 / 鹿児島市薬剤師会 / 鹿児島県栄養士会 / 鹿児島県看護協会 / 鹿児島県臨床検査技師会 / 鹿児島県診療放射線技師会 / 鹿児島県理学療法士協会 / 鹿児島市 / 南日本新聞社

●協力団体
鹿児島市運動普及推進員協議会 / 鹿児島市食生活改善推進員連絡協議会 / 鹿児島県臨床工学技士会 / 鹿児島県作業療法士協会 / 鹿児島県歯科衛生士会 / 鹿児島県言語聴覚士会 / 鹿児島県介護福祉士会 / 鹿児島県鍼灸師会 / 鹿児島県鍼灸マッサージ師会 / 鹿児島県腫瘍病協会 / 鹿児島県太極拳協会 / 全日本ジャズ体操協会鹿児島県本部 / 鹿児島県レクリエーション協会 / 鹿児島県移植医療アイバンク推進協会 / 医療従事者のための手話同好会「かたつわり」 / 南日本リビング新聞社

●後援団体
南日本放送 / NHK鹿児島放送局 / 鹿児島市教育委員会 / 日本赤十字社鹿児島県支部 / 鹿児島県産業保健総合支援センター / 鹿児島市健康づくり推進市民会議 / 鹿児島歩こう会

第39回 ～かこしま市民すこやかプラン～

開催日時 令和4年 **10月30日** 日 10:00～15:30
 ※受付は9:30から15:00まで

市民健康まつり

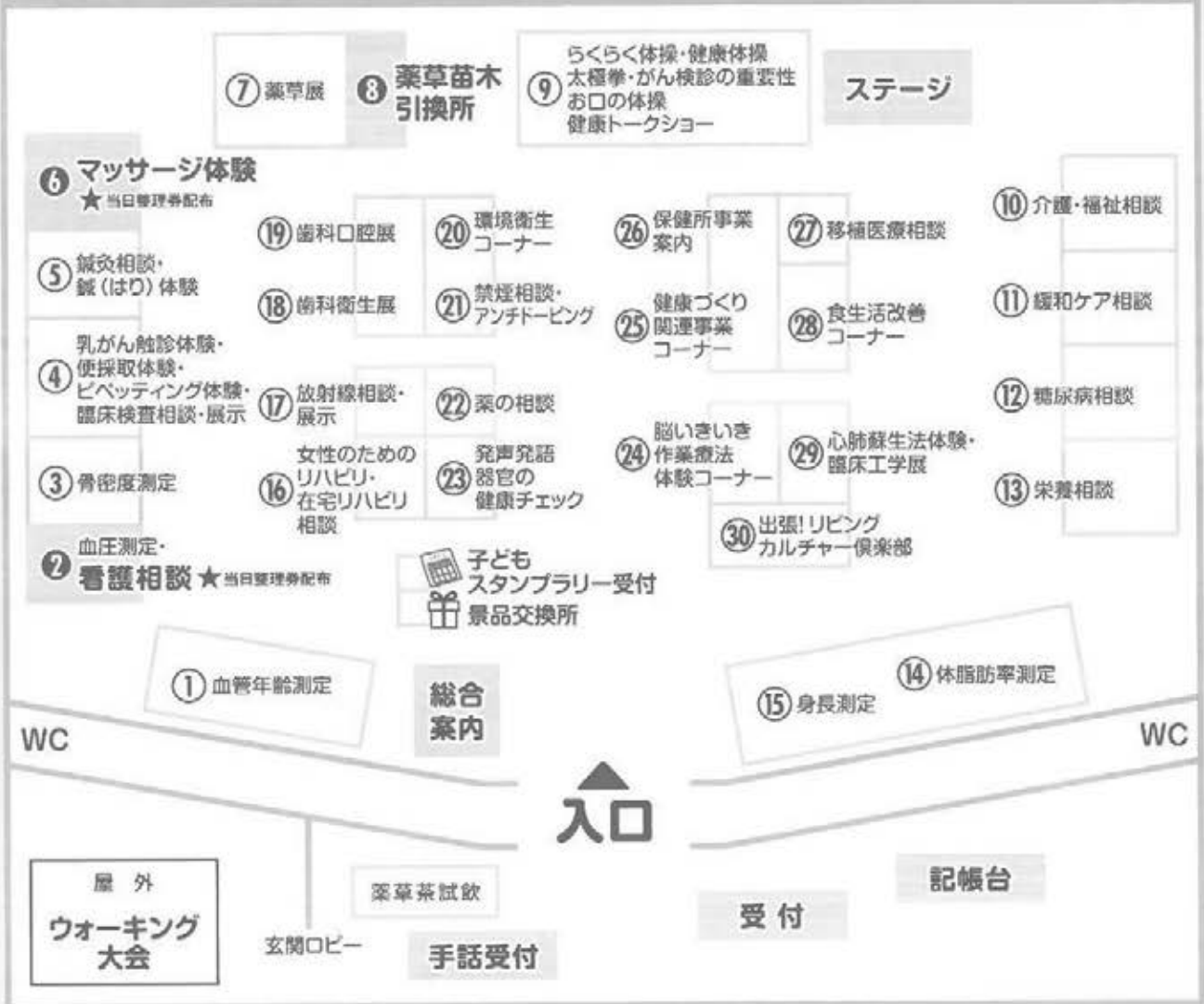
会場 **西原商会アリーナ**
 【鹿児島アリーナ】鹿児島市永吉1-30-1(案内図は下部)

みんなで
楽しく
健康づくり!

入場
無料

測定・体験・相談・展示コーナーなどすべて無料ですが、
当日整理券を配布するコーナー【★】があります。 下記[会場案内図]をご参照ください。

西原商会アリーナ 会場案内図 **飲食厳禁** **場内禁煙** 皆様のご協力をお願い致します。



先着700名様に
薬草苗木プレゼント!



- 受付で先着順に引換券を配布します。
- 苗木の引き換えは10:20から
- ⑧番ブースで行います。



交通のご案内
 市営バス、鹿児島交通バス、JR九州バス
「中草牟田」バス停から徒歩3分。
 ※交通の便がよい所にありますので、公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ
市民健康まつり 実行委員会 事務局
 鹿児島市医師会内 ☎099-226-3737 (平日9:00~17:30)

第53回 鹿児島CT研究会

謹啓 時下、先生方におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。Web開催する運びとなりました。ご多用とは存じますが、ご参加賜りたくご案内申し上げます。 謹白

日時：2022年 11月17日(木) 19:00～21:00

開催形式：Web開催のみ (Webex Meetings)

参加方法：事前登録参加 (先着150名予定)

日本診療放射線技師会 会員:無料 非会員:2000円

※ 日本X線CT専門技師認定機構、肺がんCT検診認定機構、日本救急撮影認定機構、日本診療放射線技師会の学術研修カウントの対象となります。

※事前登録が必要です。11月15日(月) 13時締め切り

【開会挨拶】19:00-19:05 鹿児島CT研究会 世話人

【トピックス】19:05-19:30

“造影剤使用検査時のリスクマネジメント”

バイエル製薬 迫田 浩明

【急性腹症 プロトコル/CT画像】19:30-19:50

いまきいれ総合病院 尾堂 聡
霧島市立医師会医療センター 二渡 智英

【特別講演】19:50-20:55

『急性腹症の考え方』

京都府宇治徳洲会病院 救命救急センター長

畑 倫明 先生

【閉会挨拶】20:55-21:00 鹿児島CT研究会 代表世話人 愛下

※ 事前登録方法: 下記のURLか右の2次元コードよりご登録ください

<https://passmarket.yahoo.co.jp/event/show/detail/025sgaejubk21.html>

当番世話人: 今村総合病院(二間瀬) 米盛病院(福留) 南風病院(木村)

共催: 鹿児島CT研究会/鹿児島県診療放射線技師会

連絡先: 今村総合病院 診療放射線部 二間瀬 099-253-9930(内線5245)

事前参加登録



第17回 2022 The Annual Meeting of the
Kyushu Radiological Medical Technology

九州放射線医療技術学術大会 in 福岡

The Origin

拡張する職域と
放射線技術学の進化

特別講演：「放射線診療とAI」

佐々木 智成 先生 (九州大学大学院医学研究院保健学部門医用量子線科学分野准教授)

第71回 日本放射線技術学会九州支部学術大会

第68回 九州放射線技師学術大会

会 期： 2022年11月19日(土)・20日(日)

会 場： アクロス福岡 大会長 大浦 弘樹 (九州がんセンター)
実行委員長 中村 泰彦 (純真学園大学)

主 催： 公益社団法人日本放射線技術学会九州支部 九州地域放射線技師会・公益社団法人日本診療放射線技師会

事 務 局： 〒812-8582 福岡県福岡市東区馬出3丁目1-1 九州大学病院 放射線部内
TEL:092-642-5801 (MR検査室)

ホームページ： <https://krmt2.org/fukuoka2022/>

告示研修会(実技研修)開催(鹿児島)のお知らせ

秋色の候、会員の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会活動へのご理解とご支援頂き誠に有難うございます。

さて、公益社団法人日本診療放射線技師会では、診療放射線技師法の改正に伴い、診療放射線技師の業務が拡大され、新たな業務実施にあたり安全かつ正確に実施するために、厚生労働大臣が指定する告示研修会(実技研修)を開催致します。つきましては、その委託を受けて公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会では、下記日程要項で、令和4年度第3回告示研修会(実技研修)を開催することとなりましたのでお知らせ致します。

記

開催目的：業務拡大に伴う必要な知識、技能、態度を習得する

日時：令和5年1月22日(日) 8:50～18:00

会場：鹿児島医療技術専門学校(平川キャンパス) 多目的ホール(1号館5階)
鹿児島市平川町宇都口5417-1

受講資格：e-ラーニングによる告示研修(基礎研修)修了(合格)者

受講料：会員10,000円 非会員20,000円

受講者数：48名(注意：定員になり次第締切ます)

内容：DVDによる講義(視聴)及び医師、看護師による実習・演習

日程：

	時刻	時間(分)	事項
1	8:20～8:50	30	受付
2	8:50～9:00	10	開講式・オリエンテーション
3	9:00～10:15	75	動画視聴
4	10:15～10:25	10	休憩
5	10:25～12:30	125	動画視聴
6	12:30～13:20	50	休憩
7	13:20～17:50	4:30	実技研修
8	17:50～18:00	10	閉講式・解散

申込開始：11月30日(統一講習会修了者優先受付) 12月7日(左記以外の者受付)

申込締切：1月8日

申込方法：日本診療放射線技師会ホームページ(JART情報システム)より、お申込み下さい。

その他：会場の周辺にコンビニ等ありませんので、昼食は各自準備をして来て下さい。

入室は、スリッパがありますが、長時間の研修のため各自上履きの準備をお勧めします。申込は、満席になっていても、キャンセルによりその都度受付可能となる場合がありますので、申込締切までホームページの確認をお願いします。

主催：公益社団法人日本診療放射線技師会 共催：公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

問合せ：川内市医師会立市民病院 放射線課 0996(23)4418 藤崎まで

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 令和4年度 第2回 理事会

日時 令和4年6月26日 11時00分～

場所 鹿児島医療技術専門学校 (Web開催)

出席理事

今回は、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生状況の中、開催について慎重に検討を重ねた結果、インターネットによるWEB会議とし、事務所への参加者も必要最小限とした。

理事：

太田原 美郎	藤崎 拓郎	野中 康博	渡邊 義治	大迫 俊一
伊藤 大助	藤崎 誠	脇田 慎一	浮田 啓一郎	奥 好史
市來 守	堀上 英昭	東 幸浩	南 紫織	

(Web会議システムを通じての出席)

前田 健一郎	熊谷 繁夫	久保 ゆかり	坂口 右己	西 憲文
大迫 勇	岩元 博史	大山 貴章		

理事22名(2022年6月時点)のうち出席理事22名(WEB参加を含む)
定款第37条の定足数を超えているので理事会は成立した。

監事：

池田 睦 宮寄 信

議長 会長：太田原 美郎

議事録署名人 会長：太田原 美郎 ・ 監事：池田 睦・宮寄 信

開会挨拶

- 議題 1 会員動向報告（第7条）：組織
- 議題 2 各事業の進捗確認（健康まつり、ピンクリボンなど）
- 議題 3 ホームページの進捗状況（西理事）
- 議題 4 その他
 - ① 技師会データ保存用ドライブについて（総務：大迫）
 - ② メーカー広告説明会について（総務：大迫）
 - ③ 研究会・部会・地域研修会に関する開催手順説明会について（総務：大迫）

閉会挨拶

開会挨拶

議長より理事の過半数以上が出席しており、令和4年度第1回理事会の開催が宣言された。太田原会長は、議事録採取人に大迫総務理事を指名し、議事に入った。

一部理事は Web 会議システムを利用しての出席であるが、議長は、審議に先立ち出席者の姿及び音声ほかの出席者に伝わり、出席者が一堂に会するときと同等に相互に円滑に意思の疎通ができることを確認した。

議題1：会員動向報告（第7条）：組織

～鹿児島県診療放射線技師会 会員数～

2022/6/26 現在 574 名

定款改定に必要な3分の2を超える人数は383であることの確認を行った。

議題2：各事業の進捗確認（健康まつり、ピンクリボンなど）

① 健康まつり（太田原会長）

今年度は対面型（アリーナ）で実施予定、技師会からは例年行っている骨密度測定と放射線相談を実施。骨密度装置の準備を進める。また実行委員会の開催予定もあるので進捗に関しては今後報告をする。

② ピンクリボン（浮田理事）

今後会議を行い決定する。

③ つながる思い（藤崎誠理事）

今年は現地開催とWEB（オンデマンド配信）にてセミナーやワークショップを実施
技師会は協賛を行う

④ 統一講習会（藤崎副会長）

今年度は8月28日（日）と9月4日（日）の2日間実施。

応募数20名参加がないと実施できない。現時点で15名しか応募がない。

⑤ 告示研修会（藤崎副会長）

今回は7月31日（日）予定通り実施。8月は講師（医師）の都合がつかず延期となる。

10月以降で調整中

⑥ さくらRT（太田原会長）

代表が正式に決まらず鹿児島県の活動が止まっている。今後活動再開に向けて働きかける。

⑦ リーダー研修会（藤崎誠理事）

8月27日（土）午後からで日程が決まる。今年度は、医療機関におけるサイバーマネージメントについて県警の担当者の講演が決まる。

議題2：ホームページの進捗状況（西理事）

研究会世話人からWEB開催時に収集した個人情報に関して鹿児島県診療放射線技師会のプライバシーポリシーについての案内をホームページに掲載してはとの問い合わせがあり、現在ホームページに掲載をしています。内容に関しては再度確認し必要があれば修正、最終確認後は研究会等で参加登録時にもプライバシーポリシーについて案内を掲示予定。

会員ページに関しては完成までにもう少しかかりますが、会員に新着情報をLINEで情報発信ができる機能もありますので、この機能だけからでも進められるようにワーキンググループで今後話し合い進めて行くとの報告があった。

*理事用のメールアドレス（大迫理事）

各役職用にメールアドレスを作成する。担当理事は、一つのメールアドレスを共通で使用し業務を分担し、業務の引継ぎもスムーズにできるようにする。以上に関して出席理事全てが同意し、承認された。

krt1：会長 , krt2：副会長 , krt3：副会長
soumu：総務 , zaimu：財務 , gaku jutsu：学術
kouhou：広報 , sosiki：組織 , hukuri：福利
hyousyou：表彰

議題3：令和4年度収支予算書（案）の修正について

総会資料20ページ、下記のマーカー部分が修正部分になります。

収入計、費用計に関しては項目の名前を修正しています。支払負担金に関しては、過去の計上が事業費になっていましたが、法人会計とすべきところなので修正をさせていただきます。以上となります。

I. 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(単位:円)

経常収益	前年度予算額			予算額			増減	備考
	公益目的	法人会計	収入計	公益目的	法人会計	収入計		
受取会費	2,268,000	1,512,000	3,780,000	2,394,000	1,596,000	3,990,000	210,000	会費請求人数 300人 × 7000円
正会員会費	2,268,000	1,512,000	3,780,000	2,394,000	1,596,000	3,990,000	210,000	70歳以上除く(9人)の名未申請あり
事業収益	600,000	0	600,000	550,000	0	550,000	△ 50,000	
研修会会費収入	400,000	0	400,000	50,000	0	50,000	△ 350,000	会費無料・非会員2000・その他無料
広告収入	150,000	0	150,000	450,000	0	450,000	300,000	15社 × 30,000円
環境測定事業収入	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	
業務委託費	80,000	0	80,000	85,600	0	85,600	5,600	
日本放射線技師会業務委託費	80,000	0	80,000	85,600	0	85,600	5,600	9月会費完納者数(実績428人) × 200円
受取負担金	292,000	290,000	582,000	292,000	290,000	582,000	0	
市医師会負担金	292,000	0	292,000	292,000	0	292,000	0	夜間急病センター研修委託費
受取負担金	0	290,000	290,000	0	290,000	290,000	0	580人 × 500円
雑収益	300,500	0	300,500	300,500	0	300,500	0	
受取利息	500	0	500	500	0	500	0	
雑収益	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	プレッシャーセミナーなど
	3,540,500	1,802,000	5,342,500	3,622,100	1,886,000	5,508,100	165,600	

経常費用	公益目的	法人会計	費用計	公益目的	法人会計	費用計	増減	備考
事業費								
会議費	0	0	0	10,000	0	10,000	10,000	(昨年度1,576円)
旅費交通費	400,000	0	400,000	300,000	0	300,000	△ 100,000	web参加に切り替える
通信運搬費	400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	0	会報・news・総会資料などの頒布費用
消耗什器備品費	80,000	0	80,000	80,000	0	80,000	0	
消耗品費	20,000	0	20,000	20,000	0	20,000	0	
修繕費	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0	
印刷製本費	750,000	0	750,000	750,000	0	750,000	0	会報2回/年 news1回/年 総会案内等
燃料費	20,000	0	20,000	20,000	0	20,000	0	ガソリン代など
光熱水料費	80,000	0	80,000	80,000	0	80,000	0	電話料金(公益按分)
賃借料	400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	0	市民健康まつり負担金、賞状費など
保険料	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	事務所火災保険(公益按分)
諸謝金	900,000	0	900,000	600,000	0	600,000	△ 300,000	講師費 (昨年度340,140円)
租税公課	150,000	0	150,000	100,000	0	100,000	△ 50,000	贈金に対する税金(昨年度84,342円)
雑費	550,000	0	550,000	300,000	0	300,000	△ 250,000	研修会・研究会での物品など
減価償却費	300,000	0	300,000	700,000	0	700,000	400,000	事務所、理事PC購入のため(公益按分)
管理費								
会議費	0	40,000	40,000	0	40,000	40,000	0	理事会、監査、地域連絡会款物代など
旅費交通費	0	350,000	350,000	0	500,000	500,000	150,000	理事会、各種委員会、出張費用など
通信運搬費	0	100,000	100,000	0	200,000	200,000	100,000	webリモート通信費、経費・謝金振込
消耗什器備品費	0	60,000	60,000	0	60,000	60,000	0	
消耗品費	0	30,000	30,000	0	300,000	300,000	270,000	
修繕費	0	15,000	15,000	0	15,000	15,000	0	
印刷製本費	0	80,000	80,000	0	40,000	40,000	△ 40,000	決算公告を官報から電子公告に変更
燃料費	0	20,000	20,000	0	20,000	20,000	0	
光熱水料費	0	100,000	100,000	0	100,000	100,000	0	電気・水道代と電話料金(公益按分)
賃借料	0	70,000	70,000	0	70,000	70,000	0	総会 看板代
保険料	0	50,000	50,000	0	40,000	40,000	△ 10,000	事務所火災保険(公益按分)
諸謝金	0	400,000	400,000	0	400,000	400,000	0	公認会計士費用、監査謝金など
租税公課	0	50,000	50,000	0	80,000	80,000	30,000	固定資産税、法人3期など
雑費	0	200,000	200,000	0	200,000	200,000	0	
減価償却費	0	160,000	160,000	0	300,000	300,000	140,000	事務所、理事PC購入(公益按分)
支払負担金	0	285,000	285,000	0	290,000	290,000	5,000	九州技師会費500円 × 580人
	4,110,000	2,010,000	6,120,000	3,020,000	2,655,000	6,475,000	355,000	

議題 4 : その他

① 技師会データ保存用ドライブについて (総務 : 大迫)

前回の理事会で Dropbox の利用を提案し承認されたが、他のクラウド ストレージも再度検討し google workspace についても比較し再度検討となる。

	DorpBox	Google Workspace	備考
プラン	Professional	Business Plus	
料金	¥2,000/月 (年間払い)	¥2,040 JPY(請求は月単位)	
ストレージ容量	3TB	5 TB	
ユーザー	ユーザー 1 人	ユーザー 1 人	
ファイルの復元とバージョン履歴	180 日間	25日	
音声会議とビデオ会議	-	500 人まで参加可能	Google Meet
電子署名	月にドキュメント 3 件まで	-	

google workspace は料金が同じでストレージの容量が 5T と多だけでなく音声会議とビデオ会議が 500 人まで参加可能となることの説明があった。変更に関して出席理事全てが同意し、承認された。

② メーカー広告説明会について (総務 : 大迫)

6 月 6 日 (水) に今年度の広告に関する内容について契約を結んだ 10 社に説明会を行った。今年度は年 2 回の広告以外にも ITEM 2022 国際医用画像総合展トピックス放映、研究会の休憩時・研究会開催前のテスト配信時の広告配信について説明を行った。ITEM 2022 国際医用画像総合展トピックス放映は、1 回目を 7 月 4 日から 2 回目を 7 月 25 日から行うことを報告がなされた。研究会休憩時の広告に関しても 7 月以降の研究会にて随時始めていくことの報告があった。

③ 研究会・部会・地域研修会に関する開催手順説明会について (総務 : 大迫)

6 月 20 日 (月) に昨年度に行った WEB 開催の研究会等の実施状況を踏まえて開催手順の再周知と変更点について研究会・部会・地域研修会の担当者を対象に説明会を行った。今回の説明会で変更のあった点としては、起案書・報告書を電子決済ができるように書式の見直を行ったことの報告があった。あとは、ホームページや会報用の開催報告書作成について、非会員の参加費振り込みについて手順と注意点について説明を行った。

閉会

議長より全ての議事が終了し、令和 4 年度第 2 回理事会の閉会が宣言された。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し定款第 38 条 2 項に沿って、出席した議長及び監事が記名押印する。

議事録署名人： 会長 太田原 美郎 ⑩

監事 池田 睦 ⑩

宮寄 信 ⑩

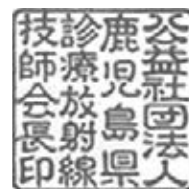
令和 4 年 6 月 26 日

議事録作成者 理事 大迫 俊一

これは原本と相違ありません。

令和 4 年 6 月 26 日

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会
会 長 太田原 美郎



第101回 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 定時総会議事録

令和4年6月26日(日)12:00から、鹿児島医療技術専門学校 平川校 大講義室(3号館3階)において定時総会を開催した。今回は、新型コロナウイルス感染状況をふまえて、開催について慎重に検討を重ねた結果、インターネットによるWeb配信も同時に行った。

総会次第

- 1・開会の辞
- 2・会長挨拶
- 3・資格審査
- 4・議長団選出
- 5・議事録署名人選出
- 6・議事
 - 議案第1号 2021年度事業報告・決算報告に関する件
 - 議案第2号 2021年度監査報告に関する件
 - 議案第3号 2022年度事業計画案に関する件
 - 議案第4号 2022年度収支予算案に関する件
 - 議案第5号 定款改定について
- 7・議長団解任
- 8・その他
- 9・閉会の辞

出席者

理事 太田原 美郎 藤崎 拓郎 野中 康博 渡邊 義治 大迫 俊一
伊藤 大助 藤崎 誠 脇田 慎一 浮田 啓一郎 奥 好史
市來 守 堀上 英昭 東 幸浩 南 紫織

監事 池田 睦、 宮寄 信

- ・ 議決権のある会員総数 574 名 (令和 4 年 6 月 26 日 現在)
- ・ 出席会員数 29 名
- ・ 議決権執行書 383 枚
- ・ 議決権の総数 409 枚

総会開始

1. 開会の辞

藤崎拓郎副会長による第 101 回定時総会開会の辞が行われた。

2. 会長挨拶

太田原美郎会長より挨拶。

3. 資格審査

総務理事より正会員数 574 名 (令和 4 年 6 月 26 日現在) のうち議決権行使書によるものを含め409名が出席し総会が成立する旨の報告が行われた。

4. 議長団選出

会場からの立候補はなく、執行部より正議長に鹿児島医療技術専門学校の新留寿氏、副議長に鹿児島医療技術専門学校の太浦竜治氏を推薦し、満場一致で選出された。

5. 議事録署名人選出

大迫俊一総務理事より鹿児島県診療放射線技師会 定款31条に沿って議長及び出席した理事をもって議事録署名人とする説明が行われた。

6. 議事：議案第1号～議案第2号

正議長より議事議案第1号について説明を執行部に求めたところ、議案第1号、2021年度事業報告に関する件について太田原美郎会長から総括的報告があり、また大迫俊一理事から出席会員に提出された総会資料による詳細な説明報告がなされた。

そのあと2021年度決算報告に関する件について渡邊義治理事から出席会員に提出された総会資料に記載された貸借対照表・正味財産増減計算書・貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属書

類による詳細な説明報告がなされた。

続いて議案第2号、2021年度監査報告に関する件について池田睦監事より会務執行は的確に行われており、事業については順調に執行運営されている。また会計処理も間違いなく処理されていることの報告がなされた。

以上の報告を受け、議事議案第1号から議案第2号までの一括質疑応答に入ったが、会場より質疑は無く正議長が承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

7. 議事：議案第3号～議案第4号

副議長より議事議案第3号から議案第4号までの説明を執行部に求めたところ、議案第3号、2022年度事業計画案に関する件について太田原美郎会長から提案があり、続いて議案第4号、2022年度収支予算案に関する件について渡邊義治理事から出席会員に提出された総会資料に修正について説明の後で記載された2022年度収支予算書（案）による詳細な説明報告がなされた。

以上の提案を受け、議事議案第3号から議案第4号までの一括質疑応答に入った。会場より他に質疑は無く副議長が承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

8. 議事：議案第5号

副議長より議案第5号定款改定に関する件について説明を執行部に求めたところ、大迫俊一理事より鹿児島県診療放射線技師会 定款28条 総正会員の議決権の3分の2以上が必要となることの説明があり、正会員数 574 名のうち本人出席26名、書面表決者383名を含む計409名が出席し定款変更に関する要件を満たしていること報告が行われた。その後、総会資料の誤記について説明がなされた。

続いて太田原美郎会長から改定の経緯と定款変更の内容を説明がなされた。

以上の報告を受け議事議案第5号の質疑応答に入ったが会場より質疑は無く、定款28条 総正会員の議決権の3分の2以上である409名の満場異議なくこれを承認可決した。

9. 議長団解任

10. その他

出席会員及び理事より議事案件以外の報告はなかった。

11. 閉会の辞

すべての審議を終え、本総会が終了し、藤崎拓郎副会長により閉会が宣言された。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、定款第 31 条 2 項に沿って、議長及び出席した理事が記名押印する。

2022 年 6 月 26 日

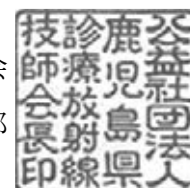
議	長	新留 寿	大浦 竜治	
理	事	太田原 美郎	野中 康博	藤崎 拓郎
		渡邊 義治	大迫 俊一	伊藤 大助
		藤崎 誠	東 幸浩	脇田 慎一
		浮田 啓一郎	奥 好史	市來 守
		堀上 英昭	南 紫織	

議事録作成 大迫 俊一

これは原本と相違ありません。

2022年 6 月 26 日

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会
会 長 太田原 美郎



公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会
令和4年度収支予算書(案)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

I. 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(単位:円)

経常収益	前年度予算額			予算額			増 減	備 考
	公益目的	法人会計	収入計	公益目的	法人会計	収入計		
受取会費	2,268,000	1,512,000	3,780,000	2,394,000	1,596,000	3,990,000	210,000	会費請求人数 570人 × 7000円
正会員会費	2,268,000	1,512,000	3,780,000	2,394,000	1,596,000	3,990,000	210,000	70歳以上除く(9人)4名の未申請あり
事業収益	600,000	0	600,000	550,000	0	550,000	△ 50,000	
研修会会費収入	400,000	0	400,000	50,000	0	50,000	△ 350,000	会員無料・非会員2000・その他無料
広告収入	150,000	0	150,000	450,000	0	450,000	300,000	15社 × 30,000円
環境測定事業収入	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	
業務委託費	80,000	0	80,000	85,600	0	85,600	5,600	
日本放射線技師会業務委託費	80,000	0	80,000	85,600	0	85,600	5,600	9月会費完納者数(実績428人) × 200円
受取負担金	292,000	290,000	582,000	292,000	290,000	582,000	0	
市医師会負担金	292,000	0	292,000	292,000	0	292,000	0	夜間急病センター研修委託費
受取負担金	0	290,000	290,000	0	290,000	290,000	0	580人 × 500円
雑収益	300,500	0	300,500	300,500	0	300,500	0	
受取利息	500	0	500	500	0	500	0	
雑収益	300,000	0	300,000	300,000	0	300,000	0	フレッシュヤーズセミナーなど
	3,540,500	1,802,000	5,342,500	3,622,100	1,886,000	5,508,100	165,600	

経常費用	前年度予算額			予算額			増 減	備 考
	公益目的	法人会計	費用計	公益目的	法人会計	費用計		
事業費 会議費	0	0	0	10,000	0	10,000	10,000	(昨年度3,576円)
旅費交通費	400,000	0	400,000	300,000	0	300,000	△ 100,000	web参加に伴い減額
通信運搬費	400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	0	会報・news・総会資料などの頒布費用
消耗什器備品費	80,000	0	80,000	80,000	0	80,000	0	
消耗品費	20,000	0	20,000	20,000	0	20,000	0	
修繕費	10,000	0	10,000	10,000	0	10,000	0	
印刷製本費	750,000	0	750,000	750,000	0	750,000	0	会報2回/年 news1回/年 総会案内
燃料費	20,000	0	20,000	20,000	0	20,000	0	ガソリン代など
光熱水料費	80,000	0	80,000	80,000	0	80,000	0	電話料金(公益按分)
賃借料	400,000	0	400,000	400,000	0	400,000	0	市民健康まつり負担金、会場費など
保険料	50,000	0	50,000	50,000	0	50,000	0	事務所火災保険(公益按分)
諸謝金	900,000	0	900,000	600,000	0	600,000	△ 300,000	講師費 (昨年度340,140円)
租税公課	150,000	0	150,000	100,000	0	100,000	△ 50,000	謝金に対する税金(昨年度64,342円)
雑費	550,000	0	550,000	300,000	0	300,000	△ 250,000	研修会・研究会での物品など
減価償却費	300,000	0	300,000	700,000	0	700,000	400,000	事務所、理事PC購入のため(公益按分)
管理費 会議費	0	40,000	40,000	0	40,000	40,000	0	理事会、監査、地域連絡会故物代など
旅費交通費	0	350,000	350,000	0	500,000	500,000	150,000	理事会、各種委員会、出張費用など
通信運搬費	0	100,000	100,000	0	200,000	200,000	100,000	webリモート通信費、経費・謝金振込
消耗什器備品費	0	60,000	60,000	0	60,000	60,000	0	
消耗品費	0	30,000	30,000	0	300,000	300,000	270,000	
修繕費	0	15,000	15,000	0	15,000	15,000	0	
印刷製本費	0	80,000	80,000	0	40,000	40,000	△ 40,000	決算公告を官報から電子公告に変更
燃料費	0	20,000	20,000	0	20,000	20,000	0	
光熱水料費	0	100,000	100,000	0	100,000	100,000	0	電気・水道代と電話料金(公益按分)
賃借料	0	70,000	70,000	0	70,000	70,000	0	総会 看板代
保険料	0	50,000	50,000	0	40,000	40,000	△ 10,000	事務所火災保険(公益按分)
諸謝金	0	400,000	400,000	0	400,000	400,000	0	公認会計士費用、監査謝金など
租税公課	0	50,000	50,000	0	80,000	80,000	30,000	固定資産税、法人3税など
雑費	0	200,000	200,000	0	200,000	200,000	0	
減価償却費	0	160,000	160,000	0	300,000	300,000	140,000	事務所、理事PC購入(公益按分)
支払負担金	0	285,000	285,000	0	290,000	290,000	5,000	九州技師会費500円 × 580人
	4,110,000	2,010,000	6,120,000	3,820,000	2,655,000	6,475,000	355,000	

2. 経常外増減の部

評価損益等調整前当期経常増減額	△ 777,500	△ 197,900	△ 769,000	△ 966,900	△ 189,400
基本財産評価損益等					0
特定資産評価損益等					0
投資有価証券評価損益等					0
評価損益等計	0				0
当期経常増減額	△ 777,500	△ 197,900	△ 769,000	△ 966,900	△ 189,400
					0
(1) 経常外収益					0
中科目別記載					0
経常外収益計	0				0
(2) 経常外費用					0
中科目別記載					0
経常外費用計	0				0
当期経常外増減額	0				0
他会計振替額					0
当期一般正味財産増減額	△ 777,500			△ 966,900	△ 189,400
一般正味財産期首残高	26,153,561			25,376,061	△ 777,500
一般正味財産期末残高	25,376,061			24,409,161	△ 966,900
					0
受取補助金等					0
・ ・ ・ ・ ・					0
一般正味財産への振替額					0
当期指定正味財産増減額	0				0
指定正味財産期首残高					0
指定正味財産期末残高	0				0
	25,376,061			24,409,161	△ 966,900

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、診療放射線の安全管理に関する知識の普及啓発、及び診療放射線学の向上発達を図り、もって県民の健康福祉の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 県民への放射線の知識の普及と啓発に関する事業
- (2) 診療放射線学及び診療放射線技術に関する研究並びに開発に関する事業
- (3) 診療放射線技師の職業倫理の高揚に関する事業
- (4) 診療放射線技師の生涯学習に関する事業
- (5) 地域保健医療及び公衆衛生事業の推進と協力に関する事業
- (6) 前条の趣旨を目的とした図書印刷物の刊行に関する事業
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、鹿児島県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 県内に居住又は勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師であつて、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 この法人の発展に顕著な功績があり、人格識見共に他の会員の模範となると認められる正会員であつて、理事会の推薦に基づき総会において承認を得た者
- (3) 賛助会員 正会員の資格を有しない者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

2 賛助会員は総会における議決権、選挙権及び被選挙権を有しない。

3 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

4 名誉会員は、会務について諮問に応じる責任を負う。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。ただし、名誉会員の称号を与えられた正会員にあつては、この限りではない。

2 賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員の責務)

第8条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議において当該会員を除名することができる。ただし、除名をするにあたっては当該会員に対し、説明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を著しくき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったとき（名誉会員の称号を与えられた正会員にあつては、第2号に該当するとき）は、理事会決議によりその資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年間滞納し、さらに督促しても納入せず、また退会勧告に応じず、かつ退会届を提出しなかったとき。ただし会費納入期限から6箇月以内にその未納会費を納入することによって、その資格を回復することができる。

(2) 会員が死亡、又は団体においては解散したとき

2 会費未納者に対する除籍手続き規定については別に定める。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事：16人以上24人以内

(2) 監事：2人以上

2 理事のうち1人を会長とし、2人を副会長、7人を常務理事、6人を地域理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、監事のうち1人は診療放射線技師以外の外部監事とする。

5 会長、副会長、常務理事及び地域理事は、理事会の決議により、理事の中からこれを定め

る。

- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員構成)

第 14 条 理事のうち、いずれかの 1 人とその配偶者又は 3 親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 2 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(顧問)

第 15 条 この法人に若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、任期については別に会長が定める。
- 3 顧問は、会長の諮問にこたえ、この法人の会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 16 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務の執行を決定する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、職務を執行し、総括する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、この法人の職務を分担執行する。
- 4 常務理事は理事会において別に定めるところにより、職務を分担執行する。
- 5 地域理事は各地域を掌握する。
- 6 会長、副会長、常務理事及び地域理事以外の理事は常務理事を補佐する。
- 7 会長、副会長及び常務理事は、3 箇月に 1 回以上自己の職務の執行状況を理事会で報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 17 条 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会で報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
 - (5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
 - (6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、行為をやめることを請求すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産

の状況を調査する事ができる。

(役員任期)

- 第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事及び監事は、再任されることができる。
 - 5 理事及び監事は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第 19 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、定款第 28 条の規定に基づき総会の決議によって解任することができる。
- 2 第 10 条第 1 項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、「会員」とあるのは「役員」と、「会員資格の喪失」、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

- 第 20 条 理事及び監事は原則無報酬とする。ただし、監事のうち、外部監事については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第 5 章 総 会

(構成)

- 第 21 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第 22 条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 外部監事の報酬等の額
 - (4) 事業計画及び収支予算の承認
 - (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

- 第 23 条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。
 - 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。

- (2) 総正会員の3分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開会の日の1週間前までに文書で通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(議決権)

- 第26条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(定足数)

- 第27条 総会においては総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第28条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として議決に加わる権利を有さない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上にあつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第13条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

- 第29条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。
- 2 当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

(書面による議決権、電磁的方法による議決権の行使)

- 第30条 正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会招集通知に記載された期間内に提出し、議決権の行使ができる。この場合、書面によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 2 正会員は、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供し、議決権の行使ができる。この場合、電磁的方法によって行使した議決権の数は出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び総会に出席した理事代表者2人以上がこれに署名（電子署名及び

認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名を含む。以下同じ。) するものとする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に1人以上出席しなければならない。ただし、議決に参加することは出来ない。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事及び地域理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長又は常務理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長並びに議長がその会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

(委員会の設置)

第39条 会長は、会務の執行に必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第7章 常務理事会

(構成)

- 第40条 この法人に任意の機関として常務理事会を置く。
2 常務理事会は会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

(権限)

- 第41条 常務理事会は、次の職務を行う。
(1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項に関すること。
(2) 理事会において討議すべき事項に関すること。
2 常務理事会において決議した事項は、理事会に報告する。

(招集)

- 第42条 常務理事会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が常務理事会を招集する。

(議長)

- 第43条 常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。
2 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、予め理事会で定めた順位により副会長が議長となる。

(決議)

- 第44条 常務理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する常務理事を除く常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

- 第45条 常務理事会の議事については、議事録を作成する。
2 議事録には、出席した会長及び常務理事の中から指名した議事録署名人2人以上がこれに署名するものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第46条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 入会金及び会費
(2) 寄附金品
(3) 財産又は事業から生じる収入
(4) その他の収入

(資産の管理)

- 第47条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の決議を得て定める。

(特定費用準備資金)：

- 第48条 前条にかかわらず、記念事業積立資金の管理については別途理事会で定める。

(経費の支弁)

- 第49条 当法人の経費は資産を持って支弁する。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第51条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎年事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、次の事項の書類について承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第53条 会長は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第55条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第56条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第7号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第57条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは

地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、池田 睦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 変更後のこの定款は、平成25年4月01日から制定、施行する。
- 5 変更後のこの定款は、平成26年6月21日から改正、施行する。
- 6 変更後のこの定款は、令和元年6月10日から改正、施行する。
- 7 変更後のこの定款は、令和4年6月26日から改正、施行する。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 令和4年度 第3回理事会

日時 令和4年10月2日 14時30分～

場所 鹿児島県診療放射線技師会 事務所 (Web開催)

出席理事

今回は、新型コロナウイルス感染症によるクラスター発生状況の中、開催について慎重に検討を重ねた結果、インターネットによるWEB会議とし、事務所への参加者も必要最小限とした。

出席予定理事：

太田原 美郎 藤崎 拓郎 渡邊 義治 藤崎 誠 伊藤 大助 大迫 勇
大迫 俊一

(Web会議システムを通じた出席)

野中 康博 脇田 慎一 前田 健一郎 熊谷 繁夫 大山 貴章
浮田 啓一郎 市來 守 堀上 英昭 東 幸浩 南 紫織
久保 ゆかり 西 憲文

欠席理事： 坂口 右己 岩元 博史 奥 好史

出席監事： 池田 睦

議長 会長：太田原 美郎

議事録署名人 会長：太田原 美郎 ・ 監事：池田 睦
理事：藤崎 拓郎 ・ 野中 康博 ・ 渡邊 義治

会を始めるにあたり定款第 35 条に則り、会長の太田原美郎を議長とし、直ちに議事に入った。

開会

議長より理事の過半数以上が出席しており、令和 4 年度第 3 回理事会の開催が宣言された。太田原会長は、議事録採取人に大迫総務理事を指名し、議事に入った。

一部理事は Web 会議システムを利用した出席であるが、議長は、審議に先立ち出席者の姿及び音声が他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するときと同等に相互に円滑に意思の疎通ができることを確認した。

第 1 号議案 会長・副会長・各常務理事による活動報告（第 16 条 7 項）

『会務一覧』

- 6 月 20 日：広告等メーカー説明会 【藤崎(拓)、大迫】
- 6 月 18～19 日：第 8 回福岡県診療放射線技師会学術大会（福岡市）【太田原会長】
- 7 月 16 日：JART75 周年記念式典（東京）【太田原会長】
- 7 月 17 日：全国会長会議（東京）【太田原会長】
- 7 月 20 日：市民健康まつり運営委員会（鹿児島市医師会館）【太田原会長】
- 7 月 25 日：三役会議 【太田原、野中(Web)、渡邊、大迫】
- 7 月 26 日：令和 4 年度原子力災害医療 県別定例意見交換会 【太田原会長】
- 7 月 27 日：南薩地域 世話人会 【野中副会長】
- 7 月 30 日：告示研修 【太田原、藤崎(拓)、藤崎(誠)、伊藤】
- 8 月 03 日：原田学園 学校評価および教育編成委員会【野中副会長】
- 8 月 24 日：大隅地域研修会 【太田原会長(Web)】
- 8 月 27 日：リーダーおよびリーダー育成研修会【座長：太田原会長、藤崎(誠)】
- 8 月 28 日：業務拡大に伴う統一講習会【藤崎(拓)】
- 9 月 04 日：業務拡大に伴う統一講習会【藤崎(拓)】
- 9 月 15 日：HPWG 会議(Web)
- 9 月 27 日：三役会議 【太田原、藤崎(拓)、野中(Web)、渡邊、大迫】
- 9 月 28 日：定款細則およびその他規定改定会議

副会長[表彰]（野中）：

橋口氏の令和 05 年春の叙勲の申請を 6 月に実施しています。また、大久保氏の令和 04 年秋の叙勲に関して内定通知あり、ご本人へ受章意向の確認をおこないました。4 月に橋口氏の厚労大臣表彰確定の通知があり、7 月に東京大手町の「経団連会館」にてご本人出席により表彰を受けています。こちらに関しては次回会報にて橋口氏の授賞について掲載をする予定にしています。

JART 功労賞、50 年、30 年表彰については、9 月に表彰委員と各地域理事へ協力要請し 10 月末

で締め切る予定にしている。JARTから候補者リストによれば50年表彰2名、30年表彰39名となっている。50年表彰については、過去に年数不足による辞退された経緯もあり確認中。
以上、野中理事より報告があった。

福利厚生（西）：

6月以降(前回理事会以降)では、研究会等の案内を15件掲示しています。現在、会員用ページについての打ち合わせ等をメーカー（イースト朝日）との打ち合わせ状況の報告がある。

また、会員用ページについて実際の画面を使い現在の状況について報告があった。初回ログイン時のパスワードの変更方法を10月会報に掲載することや、会員用ページの内容（会員用お知らせ、各種手続き、JART登録内容変更ページリンク、会員用LINE登録用QRコード）について詳細の報告がなされた。また、会員用ページの内容に加えて理事専用ページには、稟議の起案・承認、専用メール、予定表などがあることの説明がなされた。

掲示板への掲載方法について会長より質問があり、掲載の権限については設定が可能ではあるが、ルールが必要であるため、当面は西理事がホームページへの掲載を行うことになった。

以上の内容に関して出席理事全てが同意し、承認された。

広報（大迫 勇）：

10月発行予定の会報について報告があった。今回は巻頭言を太田原会長に依頼済み、研究会報告書、理事会・総会の議事録、各研究会等の案内など毎回の内容に加えて、JART 75周年の内容について報告（会長）、厚生大臣表彰の受賞について、ホームページ会員用ページ時について（各会員用ホームページアクセス初回パスワード）が掲載予定であると説明があった。印刷会社への初稿を10月中旬とし24日ぐらいの発送を目指して準備中。

財務（渡邊）：

- ・事務所のカギ交換
 - ⇒ 事務所の入り口のカギを交換したため、事務所当番時に順次進行中。
- ・インターネットバンキングについて
 - ⇒ 8月に鹿児島銀行のネットバンキング利用がスタート
 - 8月～10月まではランニングコスト無料

・地域連絡会議の経費支払い変更について

今までは各地域で行われていた地域連絡会議の交通費や通信費の伝票を財務へ送り、一旦担当理事へまとめて現金を手渡し又は振り込みでお渡ししていましたが、インターネットバンキングが利用できることになったため、今後は地域連絡会議の参加者名簿（本人署名（交通費）か責任者サイン（通信費））と開催が分かる資料を財務担当理事（渡邊理事）へメールで送ると、直接出

席者の方に入金を行う。支払いには口座の情報も必要となるため、名簿と合わせて口座情報もお願いします。＊飲み物等の経費精算を行う時はレシートをスキャン、支払者の記名しメール送付。

- ・物品購入規程

過去の県の監査時の指摘事項（H29・R2）で、購入する物品に対して、理事会や会長の承認が確認できるものがないので作成するように指導があった。現在、物品購入規程及び稟議書（物品購入申請書）などが準備中であることが報告された。

- ・事務所デスクトップ PC の購入を検討

⇒ 総務大迫理事より申請あり

- ・事務所建替え（当初計画からの進捗）

平成 25 年度の財務担当理事が作成し県へ提出された資料では、平成 39 年頃（令和 9 年ごろ）に、積立限度額を 17,000,000 円で設定されていますが、現在積立費用が 14,123,001 円（83%積立済み）となっています。当初予定の通りだと約 4 年後の令和 9 年（2027 年）に資産取得等予定時期となってしまいます。したがって、そろそろ検討する委員会の立ち上げが必要であることについて説明があった。

この件に関しては、第 1 回事務所建替え委員会（仮）を年度内に開催をする。メンバーに関しては、三役、池田監事にて行う事となった。

- ・平成 29 年県の監査報告より指摘内容改善状況について

出納責任者については、現在規程の変更を行っているところで指摘されている内容について対応できるように調整中であることの説明があった。

物品管理については、規定により総務が台帳を作成することになっているので、今後管理の範囲や運用について決めなければならないことの説明があった。

各種資料の保存管理については、2022 年 1 月の電子帳簿保存法改正によって令和 6 年 1 月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために文書規程の整備など必要な準備をする必要があることについて説明があった。また、財務関連以外の文書の取り扱いについて決める必要があることの説明があった。

講師の謝金及び旅費の支払いについても、稟議書を作成し決済が適切に行われている記録を残す必要があるため、今後調整を行う事の説明があった。

以上、財務理事より報告があり内容に関して出席理事全てが同意し、承認された。

学術（藤崎 誠）：

令和 4 年 12 月 10 日に開催を予定している、令和 4 年度九州地域放射線技師研修会について準備状況の報告があった。主な内容は告示研修についての話を行う予定となっており、テーマ討論も告示研修についてそれぞれの施設の取り組み状況の報告をしてもらい討論を行う予定となっていることの報告があった。

会長より、現在診療放射線技師会で始まった JART 新教育システムについても企画ができないか依

頼があり今後検討することとなった。

総務（大迫 俊一）：

総会での承認後の定款改定について報告を行った。定款を変更する場合、まずは所轄庁（鹿児島県：公益インフォメーションより提出）への届出のみでよい場合と、認証申請をしなければならない場合について説明を行い、今回は、所轄庁への定款変更についてと、公告の方法（届出のみ）、目的（認証申請が必要な事項ではあるが内容に変更はないため届出のみとなる）について法務局に申請を行ったことの報告を行った。また、所轄庁提出時に指摘修正を行った内容について報告を行い、出席理事全てが同意し、承認された。

所轄庁提出時に指摘修正内容

- ① 第5条1項（4）：第5条1項（4）を、項へ変更
- ② 第11条1項：読点を追記
- ③ 第11条（3）：項を分ける
- ④ 第13条・14条・26条・32条：「名」を「人」へ修正
- ⑤ 第13条2項：会長「2人」を「1人」へ修正
- ⑥ 第21条1項：「すべて」を「全て」へ修正
- ⑦ 第30条2項：「この場合、」を追加し文章を繋げる
- ⑧ 第40条2項：「副会13条長」を「副会長」へ修正
- ⑨ 第54条：「出来る」を「できる」へ修正

google workspace 契約を8月に行った。11月ぐらいを目途に各常務理事用の共有ドライブ（フォルダ）が使用できるように準備予定であること、また簡単な機能や取り扱いについての説明がなされた。運用に関して、各担当理事のアクセス権限はファイルを編集が可能となるコンテンツ管理者とし他の理事は閲覧者権限とすることについて出席理事全てが同意し、承認された。

google meet は google workspace を契約すると、500名まで配信することができるようになる。8月12日にCT研究会配信テストも兼ねて使用したところ、問題なく使用できることは確認できたが、パソコンの音声を共有できない問題や不慣れであるため、第52回鹿児島CT研究会での使用は見送ったことを報告、条件付きではあるが使用できることを確認したので、参加者の多い研究会での使用も検討する旨の報告がなされた。

今後の署名（電子署名）方法について、定款改定に伴いこれまでの記名押印から電子署名へ変更、また、起案書や報告書に関しても同様に担当者の承認後の署名を電子署名へ変更したいと思います。電子署名を行うには、いくつかの方法がありますが法務局への提出として使用できる Adobe Acrobat Sign を検討（年間の料金：23,760円（税込み）／年：2022年10月時点）している。契約に関して出

席理事全てが同意し、承認された。

事務所 PC について、現在事務所にあるノートパソコンが古いため 15 万程度のデスクトップパソコンの購入を検討について説明がなされた。購入に関して出席理事全てが同意し、承認された。

議題 2 会員動向報告 (第 6 条) : 組織理事

組織 (伊藤) :

10 月 2 日時点の会員数は 582 名、今年度の新規入会が 22 名 (うち再入会 2 名)、転出 2 名 (福岡県、熊本県)。昨年度の会費未納者は 13 名であることの説明があった。未納者に対しては JART が専門業者に収納代行を委託し会費の回収する旨の報告があった。以上に関して出席理事全てが同意し、承認された。

入会時の手続きについて再度流れの確認を行った。

- 1, 入会申込者にて日本診療放射線技師会 (JART) にて入会手続きを行う。
* 入会申込者と組織担当理事へ JART より入会手続き登録完了のメールが届く。
- 2, 組織理事より登録情報を元に入会申込者へ診療放射線技師会免許の PDF または JPEG の送付についてメールする。
- 3, 入会申込者から届いたら、内容を確認し理事に入会の可否について回覧をする。
- 4, 理事会の承認が得られたら JART 会員情報システムにて承認を行う。
- 5, JART より入会金・年会費の払込票が入会申込者へ郵送される。
- 6, 入会申込者にて必要な費用が入金
- 7, 鹿児島県技師会にて入金を確認し JART 会員情報システムにて承認を行う。
* 財務理事 (毎月月末に確認) から組織理事へ連絡。
- 8, JART より入会登録通知書、会員カードを郵送
- 9, 組織理事より鹿児島県診療放射線技師会の会員ページの案内 (初期パスワード) をメール。
* 組織理事が福利厚生理事に初期パスワードを確認

上記流れについてとすべての手続きが完了するのに 1 か月から 2 か月かかることをホームページに掲載する。以上入会時の手続きに関して出席理事全てが同意し、承認された。運用に関しては、準備ができ次第開始することとなった。

議題 3 次年度広告依頼について : 総務

今年度の広告の契約したのは、5 月から 2 社増えて 10 社となった。また、今年度追加で 2 社のメーカーが、検討中であることの報告がなされた。

現在、追加検討中のメーカーから商品説明の機会がないか依頼を受ける。こちらに関しては、11 月下旬に研究会・部会・地域世話人を対象とした WEB の話し合いを行い協議することとした。

次年度の募集は 12 月末から始める予定。現在の 12 社に加えていくつかのメーカーにも追加で依頼を行う。

ITEM 2022 国際医用画像総合展トピックスを、7 月 4 日～8 日と 7 月 25 日～29 日（毎日 2 時間）に製品紹介や企業紹介の動画を配信。最大視聴者数 4 人、平均 3 人でした。今回は広報の期間が短ったために参加者が少なかった可能性がある。次年度は会員用 LINE 等も活用し広報をしたうえで開催することとした。

議題 4 個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）：総務

現在、研究会などの開催時に会員番号や氏名など個人情報を集めるが鹿児島県診療放射線技師会の個人情報の取り扱いについて（プライバシーポリシー）取り決めがあるのか、研究会より問い合わせがあった。総務が引き継いでいる資料には、該当するものがなかったため、作成した規定について説明を行った。（内容に関しては別紙（個人情報の取り扱いについて）を確認してください）

また、合わせて日本診療放射線技師会で会員が登録した情報について、鹿児島県診療放射線技師会が使用する事に問題がないことをについて確認がなされた。（個人情報保護方針：第 5 条（個人情報の共同利用）より <http://www.jart.jp/kojinjyohouhogo.html>）

以上個人情報の取り扱いについて総務理事より報告がなされ、内容に関して出席理事全てが同意し、承認された。

議題 5 学術理事業務分担について：会長

会長より学術担当理事が現在 5 名いますが、藤崎副会長に業務が集中しているため各理事に業務を分担してはどうかと提案があった。業務内容は主に技師会が主催している研究会、部会、地域研修会と春季学術大会、秋季学術大会や告示研修などがあり、また他団体が主催している市民健康まつり、ピンクリボン、つながる想い in 鹿児島などがあるが 4 名の学術理事に担当を割り振り藤崎副会長には全体を統括して管理する。これに関して今後内容や担当者を含めて学術理事内で検討をしていただき 10 月中に決めていただく事となった。実施に関しては引継ぎ等を考慮し準備ができ次第随時進めることとなった。

議題 6 細則・規定 見直し話し合い結果報告：総務

詳細については、別紙：新旧対照表をご確認ください。

- ・ 定款細則
- ・ 職務権限規程

今回の改定は主に定款の内容に合わせた内容や名称等の修正、誤字や句読点などについて変更を行った内容について報告をおこなった。以上内容に関して出席理事全てが同意し、承認された。

鹿児島さくら RT の担当理事に関しては、これまで副会長が担当をしていましたが、設立から随分時

間も経過したこともあり、副会長以外の理事が担当してもいいことの確認がなされた。次回の鹿児島さくら RT の世話人には会長も参加し説明を行う事となった。

議題 6 その他

① JART イベント登録・参加システムについて

JART イベント登録・参加システムは、研究会の会費徴収や研究会の登録などを行うシステムですが、JART のシステムとは関係はなく外部の業者が月額と使用料を各県から徴収し運営する内容で、各県の希望を元に検討することとなったが、ランニングコストがかかる点やすでに各県が個別に運営を始めているため、参加するか各県にアンケートを取った結果、参加する地区（県）が少ないため保留となったことの説明があった。

② 秋季学術大会（大島地域）

今年度は 2 月 4 日に hybrid 開催でまずは検討し無理な場合は WEB 開催で検討することの報告があった。また、メーカー講演は GE へ依頼を検討、特別講演は麻酔科の先生に血液照射について、GVHD の症例についてなど依頼、ディスカッションなども検討中、あとは CT 研究会か MRI 研究会からの支援もいただけないか検討していることの報告があった。

③ ピンクリボンへの協賛について

浮田理事より今年度は、例年のような現地でのイベント開催は行わず、ラジオ等での広報が中心になることの説明があった。毎年、協賛金として 30000 円支出しているが今年度も同じでいいか確認を取り出席理事全てが同意し、承認された。

閉会

議長より全ての議事が終了し、令和 4 年度第 3 回理事会の閉会が宣言された。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し定款第 38 条 2 項に沿って、会議に出席した理事及び監事の中から指名した議事録署名人 2 人以上がこれに署名（電子署名及び認証業務に関する法律第 2 条第 1 項に規定する電子署名を含む。）するものとする。

議事録署名人： 議長（会長） 太田原 美郎

監事 池田 睦

理事 藤崎 拓郎 野中 康博

渡邊 義治

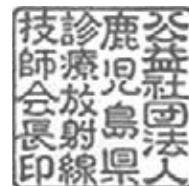
令和 4 年 10 月 4 日

議事録作成者 理事 大迫 俊一

これは原本と相違ありません。

令和 4 年 10 月 7 日

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会
会 長 太田原 美郎



個人情報の取り扱いについて

令和4年10月02日制定

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会は、各研究会等の活動で個人情報を収集する場合があります。当該情報は、プライバシー保護の観点から厳格に管理し適切に取り扱います。

個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報の保護に関する法令、条例及び関係機関が定めるガイドラインを遵守します。

個人情報の取得、及び利用

本会は取得した個人情報は、定款第3条、及び第4条に定める目的及び事業の範囲内でのみ利用します。その他の目的には一切利用しません。

個人情報の開示、訂正

本会が取得した個人情報は、本人からの請求があった場合、本人確認の後、適正に開示、訂正、削除を行います。

また、以下の場合を除き、第三者に個人情報を開示することはありません。

- ・本人に承諾を得ている場合
- ・法令に基づく請求の場合
- ・業務委託先などに対し、業務以外で利用しないという契約の元、業務に必要な範囲において開示する場合

個人情報の安全管理

個人情報へのアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいの防止措置をとります。

また、万が一問題が発生した場合には、速やかに是正対策を実施します。

個人情報に関する窓口

個人情報に関するご連絡、お問い合わせは下記までお願いします。

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会事務局

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(総則)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款に基づき、定款施行の円滑運用のために定める。</p> <p>(運営の基本に関する項)</p> <p>第2条 この法人が行う事業、活動においては組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。</p> <p>(会員に関する項)</p> <p>第3条 この法人の定款第5条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会に所属するものとする。</p> <p>2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の様式をもって全て理事会に提出するものとする。</p> <p>3 正会員は特別な理由がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て休会する事が出来る。休会中の会員から会費は徴収しない。</p> <p>4 会費免除に関する事項については別に定める。</p> <p>5 休会の事由が解消した場合には、速やかに復会するものとする。</p> <p>(会費に関する項)</p> <p>第4条 会費に関する事項については会費ならびに負担金に関する規</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 この細則は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款に基づき、定款施行の円滑運用のために定める。</p> <p>(運営の基本に関する項)</p> <p>第2条 この法人が行う事業、活動においては組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。</p> <p>(会員に関する項)</p> <p>第3条 この法人の定款第5条第1項1号に規定する正会員は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会に所属するものとする。</p> <p>2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の様式をもって全て理事会に提出するものとする。</p> <p>3 正会員は特別な理由がある場合、この法人所定の様式に基づく届出により、理事会の承認を得て休会する事が出来る。休会中の会員から会費は徴収しない。</p> <p>4 会費免除に関する事項については別に定める。</p> <p>5 休会の事由が解消した場合には、速やかに復会するものとする。</p> <p>(会費に関する項)</p> <p>第4条 会費に関する事項については会費納入規定に定める。</p>	<p>(変更)正式規定名称</p>

1 / 9

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>程に定める。</p> <p>(役員に関する項)</p> <p>第5条 会長は委員会、部会を置き、会務の運営にあたる。</p> <p>2 各種委員会委員長は会長の任命により委員会を運営する。</p> <p>3 各部会長は会長の任命により部会を運営する。</p> <p>4 各種委員会、各部会の規定は別に定める。</p> <p>—(削除)—</p> <p>第6条 常務理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。</p> <p>第7条 常務理事、地域理事以外の理事は常務理事と同様に常務理事会に参加し、常務理事と同様な技師会業務を行う。</p> <p>第8条 地域理事は、会長の任命により、地域の責任者として組織図に基づき、各々の地域を統括する。</p> <p>第9条 監事は、総会における選任により組織図に基づき、この法人の監査業務を行う。</p>	<p>(役員に関する項)</p> <p>第5条 会長は委員会、部会を置き、会務の運営にあたる。</p> <p>2 各種委員会委員長は会長の任命により委員会を運営する。</p> <p>3 各部会長は会長の任命により部会を運営する。</p> <p>4 各種委員会、各部会の規定は別に定める。</p> <p>第6条 副会長2名のうち1名は総務担当理事、もう1名は学術担当理事を兼務する。</p> <p>第7条 常務理事は、会長の任命により、組織図に基づき、各々の部署を担当する。</p> <p>第8条 常務理事、地域理事以外の理事は常務理事と同様に常務理事会に参加し、常務理事と同様な技師会業務を行う。</p> <p>第9条 地域理事は、会長の任命により、地域の責任者として組織図に基づき、各々の地域を統括する。</p> <p>第10条 監事は、会長の任命により、組織図に基づき、この法人の監査業務を行う。</p>	<p>各種委員会、各部会の規定は新規作成 (句読点追加)</p> <p>(削除)</p> <p>第10条:「監事は、総会の決議によって選任される(定款新13条第4項) (変更)</p>

2 / 9

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(監事に関する項)</p> <p>第10条 監事は2人以上であるが、そのうち1人は診療放射線技師以外の外部監事とする。</p> <p>2 監事は無報酬であるが、外部監事は報酬を得ることができる。</p> <p>3 外部監事に関する報酬については、役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。</p> <p>4 監事はその職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。</p> <p>5 前4項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。</p> <p>(顧問に関する項)</p> <p>第11条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問をおくことができる。</p> <p>2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>第12条 顧問は無報酬とする。</p> <p>2 顧問に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の報酬及び費用の支給に関する規定を準用する。</p> <p>(総会に関する項)</p> <p>第13条 総会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。</p>	<p>(監事に関する項)</p> <p>第11条 監事は2名以内であるが、そのうち1名は外部監事とする。</p> <p>2 監事は無報酬であるが、外部監事は報酬を得る事ができる。</p> <p>3 外部監事に関する報酬については、外部監事報酬規程を準用する。</p> <p>4 監事はその職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。</p> <p>5 前4項に関し必要な事項は、別に定める役員等の費用に関する規程(旅費規程)を準用する。</p> <p>(顧問に関する項)</p> <p>第12条 この法人には、本会の運営に関する重要な事項に関し、会長の諮問に応ずるために顧問をおくことができる。</p> <p>2 顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>第13条 顧問は無報酬とする。</p> <p>2 顧問は、その職務を行うために要する費用の支払いをする事ができる。</p> <p>3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員等の費用に関する規程(旅費規程)を準用する。</p> <p>(総会に関する項)</p> <p>第14条 総会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>「外部監事報酬規程」がない</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(3) 監事が次に掲げる事項により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要</p> <p>①監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見</p> <p>②辞任した監事の辞任した旨及びその理由</p> <p>③理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告</p> <p>④監事の報酬等についての意見</p> <p>(4) 総会に出席した理事及び監事の氏名</p> <p>(5) 議長の名</p> <p>(6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名</p> <p>2 次年度の事業計画及び収支予算、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に関しては、定款第51条第1項に記載するが、理事会の決議を経た後に総会では承認を得るものとする。</p> <p>(理事会に関する項)</p> <p>第14条 理事会は次期総会までの会務を執行する。</p> <p>2 理事会は原則的に年4回以上開催する。</p> <p>3 各種委員会委員長及び各部会部会長は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べることができる。</p> <p>4 理事会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。</p>	<p>(1) 総会の日時及び場所</p> <p>(2) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(3) 監事が次に掲げる事項により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要</p> <p>①監事の選任若しくは解任又は辞任についての意見</p> <p>②辞任した監事の辞任した旨及びその理由</p> <p>③理事が総会で提出しようとする議案等で監事が調査した結果、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項が認められる場合のその調査報告</p> <p>④監事の報酬等についての意見</p> <p>(4) 総会に出席した理事及び監事の氏名</p> <p>(5) 議長の名</p> <p>(6) 議事録の作成に係る職務を行った会員の氏名</p> <p>2 次年度の事業計画及び収支予算に関しては、定款第44条第1項に記載するが、理事会の決議を経た後に総会では承認を得るものとする。</p> <p>(理事会に関する項)</p> <p>第15条 理事会は次期総会までの会務を執行する。</p> <p>2 理事会は原則的に年4回以上開催する。</p> <p>3 各種委員会委員長及び各部会部会長は、会長から理事会出席の要請があった場合には、出席し、必要事項について述べることができる。</p> <p>4 理事会の議事録は次の事項を記載し作成しなければならない。</p>	<p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(1) 理事会及び常務理事会が開催された日時及び場所</p> <p>(2) 理事会及び常務理事会が、次に掲げるいずれかに該当するときは、その経緯、内容について記載する。</p> <p>①会長以外の理事又は副会長もしくは常務理事の請求を受けて招集されたとき</p> <p>②会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合により、その理事が招集したとき</p> <p>③監事の請求を受けて招集されたとき</p> <p>④監事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が招集したとき</p> <p>(3) 理事会及び常務理事会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名</p> <p>(5) 次に掲げる事項により、理事会及び常務理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号の取引（理事が自己又は第三者のためにする一般社団法人の事業の部類に属する取引、理事が理事又は第三者のために一般社団法人とする取引及び一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に行う一般社団法人と</p>	<p>(1) 理事会及び常務理事会が開催された日時及び場所。</p> <p>(2) 理事会及び常務理事会が次に掲げるいずれかのものに該当する時は、その旨</p> <p>①会長以外の理事又は副会長もしくは常務理事の請求を受けて招集されたもの。</p> <p>②会長以外の理事又は副会長若しくは常務理事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合により、その理事が招集したもの。</p> <p>③監事の請求を受けて招集されたもの。</p> <p>④監事による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合によりその監事が収集したもの。</p> <p>(3) 理事会及び常務理事会の議事の経過の要領及びその結果。</p> <p>(4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名。</p> <p>(5) 次に掲げる事項により、理事会及び常務理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要。</p> <p>①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項各号の取引（理事が自己又は第三者のためにする一般社団法人の事業の部類に属する取引、理事が理事又は第三者のために一般社団法人とする取引及び一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間に行う一般社団法人と当該理事と</p>	<p>(句読点削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更) 誤字</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p>

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>当該理事との利益が相反する取引) についての重要な事実</p> <p>②理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時の監事の報告</p> <p>③必要があると認める時の監事の意見</p> <p>(6) 出席した理事及び監事</p> <p>(7) 議長の名</p> <p>5 前条第2項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした理事の氏名</p> <p>(3) 理事会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名</p> <p>(地域活動に関する項)</p> <p>第15条 正会員の日常活動を活発にするために地域ごとの活動を行う。</p> <p>第16条 正会員の地域所属の判別は、理事会において各地域のリストを作成し、担当理事が協議し決定する。</p> <p>(各種委員会に関する項)</p> <p>第17条 この法人に、会長が会務の執行に必要と認めるときは、委員</p>	<p>の利益が相反する取引) についての重要な事実。</p> <p>②理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時の監事の報告。</p> <p>③必要があると認める時の監事の意見。</p> <p>(6) 出席した理事及び監事。</p> <p>(7) 議長の名。</p> <p>5 前条第2項に掲げる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示による決議の場合の議事録は次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容。</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした理事の指名。</p> <p>(3) 理事会の決議があったものとみなされた日。</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名。</p> <p>(地域活動に関する項)</p> <p>第16条 正会員の日常活動を活発にするために地域ごとの活動を行う。</p> <p>第17条 正会員の地域所属の判別は、理事会において各地域のリストを作成し、担当理事が協議し決定する。</p> <p>(各種委員会に関する項)</p> <p>第18条 この法人に、表彰委員会、選挙管理委員会、その他委員会を置</p>	<p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(句読点削除)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<u>会を設置することができる。</u>	<u>くことができる。</u>	
第18条 委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。	第19条 委員会の委員長は、理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。	(変更)
第19条 会長は委員会の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。	第20条 会長は委員会の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。	(変更)
(管理士部会に関する項)	(管理士部会に関する項)	
第20条 この法人に、放射線機器管理士部会、放射線管理士部会、医用画像情報精度管理士部会等を置くことができる。	第21条 この法人に、放射線機器管理士部会、放射線管理士部会、医用画像情報精度管理士部会等を置くことができる。	(変更)
第21条 部会の部会長は、理事会で決め、委員は部会長の推薦とする。	第22条 部会の部会長は、理事会で決め、委員は部会長の推薦とする。	(変更)
第22条 <u>会長及び理事会は、部会の活動内容を具体的に示し、部会の運営に協力する。</u>	第23条 <u>会長並びに理事会は部会の活動内容を具体的に示して、部会の運営に協力するものとする。</u>	(変更)
(研究会に関する項)	(研究会に関する項)	
第23条 この法人に、鹿児島CT研究会、鹿児島MRI研究会、鹿児島消化器画像研究会、鹿児島乳腺画像研究会、鹿児島超音波研究会、 <u>鹿児島X線撮影研究会等を置くことができる。</u>	第24条 この法人に、鹿児島CT研究会、MRI研究会、鹿児島消化器画像研究会、鹿児島県放射線治療技術研究会、鹿児島乳腺画像研究会、鹿児島超音波研究会、 <u>鹿児島X線撮影研究会等を置くことができる。</u>	(変更)
第24条 各研究会世話人代表は、各研究会の世話人の中から選出する。	第25条 各研究会世話人代表は、各研究会の世話人の中から選出する。	(変更)

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
第25条 各研究会の活動はそれぞれ独自の内容とし、 <u>会長及び理事会は各研究会の主体性を尊重する。</u>	第26条 各研究会の活動はそれぞれ独自の内容とし、 <u>会長並びに理事会は各研究会の主体性を尊重するものとする。</u>	(変更)
(鹿児島さくらRTに関する項)	(女性の集いに関する項)	
第26条 この法人に、診療放射線技師の活躍を促進するために鹿児島県診療放射線技師会「 <u>鹿児島さくらRT</u> 」置く。	第27条 この法人に、女性診療放射線技師の活躍を促進するために鹿児島県診療放射線技師会「 <u>女性の集い</u> 」置く。	(変更)
第27条 「 <u>鹿児島さくらRT</u> 」代表は、世話人の中から選出する。	第28条 「 <u>女性の集い</u> 」代表は、世話人の中から選出する。	(変更)
第28条 「 <u>鹿児島さくらRT</u> 」の活動は診療放射線技師のスキルアップ、職場環境改善、活躍促進等の内容とし、 <u>会長及び理事会は、「鹿児島さくらRTの集い」の主体性を尊重する。</u>	第29条 「 <u>女性の集い</u> 」の活動は女性診療放射線技師のスキルアップ、職場環境改善、活躍促進等の内容とし、 <u>会長並びに理事会は、「女性の集い」の主体性を尊重するものとする。</u>	(変更) (変更)
(資産に関する項)	(資産に関する項)	
第29条 この法人の定款第47条の資産管理方法は、理事会で立案し、 <u>理事会の決議を経て、会長が財務担当理事に管理を委託する。</u>	第30条 この法人の定款第40条の資産管理方法は、理事会で立案し、 <u>総会の議決を経て、会長が担当者に管理を委託する。</u>	(変更) (変更)
(財務に関する項)	(財務に関する項)	
第30条 備品台帳には購入価格に関係なく記載するものとする。	第31条 備品台帳には購入価格に関係なく記載するものとする。	(変更)
第31条 この法人の正会員が、行動するための <u>交通費、宿泊料など、旅費に関する経費の算出及び支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。</u>	第32条 この法人の正会員が、行動するための <u>運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算出、支出は、役員等の報酬及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。</u>	(変更) (変更)

定款細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第32条 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、<u>役員等の報酬及び費用の支給に関する規定に準じ算出を行い支給するものとする。</u></p> <p>(表彰に関する項)</p> <p>第33条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。</p> <p>(細則の改廃に関する項)</p> <p>第34条 この細則の改廃は、<u>理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。</u></p> <p>附則</p> <p>1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p> <p>2 この定款細則は、平成25年4月1日から制定、施行する。</p> <p>3 この定款細則は、平成26年6月21日改正、施行する。</p> <p>3 この定款細則は、令和4年10月2日改正、施行する。</p>	<p>第33条 旅費等は、この法人の正会員が、この法人の命を受けて、その用務遂行のため行動する場合に限り、<u>旅費規定により算出を行い支給するものとする。</u></p> <p>(表彰に関する項)</p> <p>第34条 会員の表彰について、その種類や基準等については、表彰規程に定める。</p> <p>(細則の改廃に関する項)</p> <p>第35条 この細則の変更は、<u>理事会の議決を経て、総会で承認を受けることとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

職務権限規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款第13条及び細則第6条第7条並びに第8条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための担当理事の業務分担について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(総務)</p> <p>第2条 総務担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項</p> <p>(2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項</p> <p>(3) 公印の管理に関する事項</p> <p>(4) この法人が保有する機器、備品その他の物品の整理、保管及び処分に関する事項</p> <p>(5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項</p> <p>(6) 日本診療放射線技師会及びこの法人が発行する刊行物の整理、保管に関する事項</p> <p>(7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項</p> <p>(8) 日本診療放射線技師会事務局及び九州地域放射線技師会の連携に関する事項</p> <p>(9) 各部に属さない対外的な事項</p> <p>(10) 鹿児島県診療放射線技師会の情報提供に関する事項</p> <p>(11) その他各部に属さない会務に関する事項</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会定款14条及び細則第6条並びに第7条及び組織図に基づき、会務の運営を実施するための担当理事の業務分担について定め、この法人の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする</p> <p>(総務)</p> <p>第2条 総務担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1) 総会議事録等、重要文書類の整理、保管に関する事項</p> <p>(2) 理事会議事録の記録、整理及び保管に関する事項</p> <p>(3) 公印の管理に関する事項</p> <p>(4) この法人が保有する機器、備品その他の物品の整理、保管及び処分に関する事項</p> <p>(5) 事業及び会務の記録の整理、保管に関する事項</p> <p>(6) 日本診療放射線技師会及びこの法人が発行する刊行物の整理、保管に関する事項</p> <p>(7) 文書の收受、発行及び管理に関する事項</p> <p>(8) 日本診療放射線技師会事務局及び九州地域放射線技師会の連携に関する事項</p> <p>(9) 各部に属さない対外的な事項</p> <p>(10) 鹿児島県診療放射線技師会の情報提供に関する事項</p> <p>(11) その他各部に属さない会務に関する事項</p>	<p>変更</p> <p>追加</p>

職務権限規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(財務)</p> <p>第3条 財務担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1) 予算及び決算に関する事項</p> <p>(2) 現金及び公金書類等の記録並びに管理に関する事項</p> <p>(3) 会費及び所費の徴収、整理に関する事項</p> <p>(4) 旅費及び諸経費の支出、整理に関する事項</p> <p>(5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理、並びに管理に関する事項</p> <p>(学術)</p> <p>第4条 学術担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1) 診療放射線の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発等に関する事項</p> <p>(2) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項</p> <p>(3) 診療放射線技師の資質向上を図るための研修会、講習会の企画と実践に関する事項</p> <p>(4) 新人教育プログラムに関する事項</p> <p>(5) 医学全般及び倫理その他会員の人間性高揚のための教育に関する事項</p> <p>(6) 障害教育に関する事項</p> <p>(7) 学術・教育等における記録の作成の関する事項</p> <p>(8) 学術・記録等に関する文献、ビデオ等資料の収集、整理、保管に関する事項</p> <p>(9) その他、学術活動に関する事項</p>	<p>(財務)</p> <p>第3条 財務担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1) 予算及び決算に関する事項</p> <p>(2) 現金及び公金書類等の記録並びに管理に関する事項</p> <p>(3) 会費及び所費の徴収、整理に関する事項</p> <p>(4) 旅費及び諸経費の支出、整理に関する事項</p> <p>(5) 現金出納簿、出金及び入金伝票、財産目録、収支決算書等の会計上の帳簿類の整理、ならびに管理に関する事項</p> <p>(学術)</p> <p>第4条 学術担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1) 診療放射線の学術的、技術的な問題の調査、研究、開発等に関する事項</p> <p>(2) 医学及び関連領域の学術的な調査、研究に関する事項</p> <p>(3) 診療放射線技師の資質向上を図るための研修会、講習会の企画と実践に関する事項</p> <p>(4) 新人教育プログラムに関する事項</p> <p>(5) 医学全般及び倫理その他会員の人間性高揚のための教育に関する事項</p> <p>(6) 障害教育に関する事項</p> <p>(7) 学術・教育等における記録の作成の関する事項</p> <p>(8) 学術・記録等に関する文献、ビデオ等資料の収集、整理、保管に関する事項</p> <p>(9) その他学術活動に関する事項</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p>

職務権限規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(編集・広報)</p> <p>第5条 編集・広報担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項</p> <p>(2)診療放射線技師の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項</p> <p>(3)日本診療放射線技師会との広報に関する事項</p> <p>(4)ホームページの管理運営の補助に関する事項</p> <p>(5)会報、ニュース等の企画、編集、発行に関する事項</p> <p>(6)この法人が行う調査活動の編集に関する事項</p> <p>(7)その他、刊行物の編集、広報、発行に関する事項</p>	<p>(編集・広報)</p> <p>第5条 編集・広報担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人が主催又は共催する各種事業や活動の広報、啓発に関する事項</p> <p>(2)診療放射線技師の社会的地位向上のための啓発活動に関する事項</p> <p>(3)日本診療放射線技師会との広報に関する事項</p> <p>(4)ホームページの管理運営の補助に関する事項</p> <p>(5)会報、ニュース等の企画、編集、発行に関する事項</p> <p>(6)この法人が行う調査活動の編集に関する事項</p> <p>(7)その他刊行物の編集、広報、発行に関する事項</p>	追加
<p>(組織)</p> <p>第6条 組織担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人の組織率の向上に関する事項</p> <p>(2)この法人と地域、医療関係団体等の職域間の交流に関する事項</p> <p>(3)無資格者対策に関する事項</p> <p>(4)診療放射線技師の求人に関する事項</p> <p>(5)その他、この法人の組織推進事業に関する事項</p>	<p>(組織)</p> <p>第6条 組織担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人の組織率の向上に関する事項</p> <p>(2)この法人と地域、医療関係団体等の職域間の交流に関する事項</p> <p>(3)無資格者対策に関する事項</p> <p>(4)診療放射線技師の求人に関する事項</p> <p>(5)その他この法人の組織推進事業に関する事項</p>	追加
<p>(福利厚生)</p> <p>第7条 福利厚生担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1)少子・高齢化社会に対応した活動、調査、研究に関する事項</p> <p>(2)医療サービスに関する事項</p> <p>(3)診療放射線技師会保険に関する事項</p>	<p>(福利厚生)</p> <p>第7条 福利厚生担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1)高齢化社会に対応した活動、調査、研究に関する事項</p> <p>(2)医療サービスに関する事項</p> <p>(3)診療放射線技師会保険に関する事項</p>	追加 追加

職務権限規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(4)身障者団体との連携に関する事項</p> <p>(5)その他、この法人の福利厚生の推進に関する事項</p> <p>(6)ホームページの管理運営に関する事項</p>	<p>(4)身障者団体との連携に関する事項</p> <p>(5)その他この法人の福利厚生の推進に関する事項</p> <p>(6)ホームページの管理運営に関する事項</p>	追加
<p>(表彰)</p> <p>第8条 表彰担当理事は、以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人の功績者に対する表彰に関する事項</p> <p>(2)功績対象者の調査に関する事項</p> <p>(3)功績対象者の表彰の手続きに関する事項</p> <p>(4)表彰委員会との連絡に関する事項</p> <p>(5)その他、この法人が行う表彰全般に関する事項</p>	<p>(表彰)</p> <p>第8条 表彰担当理事は以下の業務を行う。</p> <p>(1)この法人の功績者に対する表彰に関する事項</p> <p>(2)功績対象者の調査に関する事項</p> <p>(3)功績対象者の表彰の手続きに関する事項</p> <p>(4)表彰委員会との連絡に関する事項</p> <p>(5)その他この法人が行う表彰全般に関する事項</p>	追加
<p>(地域)</p> <p>第9条 地域理事(各地域理事)は、以下の業務を行う。</p> <p>(1)鹿児島地域</p> <p>①鹿児島地域担当理事は、鹿児島地域を統括する。</p> <p>②地域会員の動向の把握に関する事項</p> <p>③地域会員の学術、技術の研鑽等に関する事項</p> <p>④地域会員の情報連絡並びに意見等に把握に関する事項</p> <p>⑤地域会員の連携、情報交換に関する事項</p> <p>⑥地域会員の親睦、交流に関する事項</p> <p>⑦その他、地域における活動に関する事項</p> <p>(2)南薩地域</p> <p>①南薩地域担当理事は、南薩地域を統括する。</p>	<p>(地域)</p> <p>第9条 地域理事は(各地域理事)は以下の業務を行う。</p> <p>(1)鹿児島地域</p> <p>①鹿児島地域担当理事は鹿児島地域を統括する。</p> <p>②地域会員の動向の把握に関する事項</p> <p>③地域会員の学術、技術の研鑽等に関する事項</p> <p>④地域会員の情報連絡並びに意見等に把握に関する事項</p> <p>⑤地域会員の連携、情報交換に関する事項</p> <p>⑥地域会員の親睦、交流に関する事項</p> <p>⑦その他地域の問題等に関する事項</p> <p>(2)南薩地域</p> <p>①南薩地域担当理事は南薩地域を統括する。</p>	追加 追加 追加、変更 追加

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会 行事・活動予定

2022年

4月	23日(土)	定款改訂委員会	相良病院・WEB
	29日(金)	表彰委員会	相良病院
5月	18日(水)	期末監査	事務所
	19日(木)	第51回 鹿児島CT研究会	WEB
	21日(土)	令和4年度 第1回理事会	事務所・WEB
	29日(日)	フレッシュャーズセミナー	WEB
6月	6日(月)	メーカー広告説明会	WEB
	11日(土)	JART 定時総会 (Web)	WEB
	20日(月)	研究会世話人を対象とした説明会	WEB
	25日(土)	令和4年度 第3回甲状腺簡易測定研修	鹿児島大学病院
	26日(日)	令和4年度 第4回甲状腺簡易測定研修	済生会川内病院
	26日(日)	第101回定時総会及び春季学術大会	原田学園・WEB
	26日(日)	令和4年度 第2回理事会	鹿児島医療技術専門学校
7月	2日(日)	(中止) FRT九州研修会	沖縄
	4~8日	ITEM 2022 国際医用画像総合展トピックス報告会【第1回目】	WEB
	16日(土)	JART75周年記念式典	東京
	20日(水)	第20回 鹿児島超音波研究会	WEB (南風病院)
	25~29日	ITEM 2022 国際医用画像総合展トピックス報告会【第2回目】	WEB
	31日(日)	令和4年度 第1回告示研修会	鹿児島医療技術専門学校
8月	17日(水)	第52回 鹿児島CT研究会	WEB (大井病院)
	24日(水)	第49回 大隅地域研修会	WEB (昭南病院)
	26日(金)	第24回 鹿児島MRI研究会	WEB (鹿児島大学病院)
	27日(土)	リーダー及びリーダー育成研修会	WEB
	27日(土)	夜間急病センター当直者研修会 (令和4年度1回目)	WEB
	28日(日)	業務拡大に伴う統一講習会	鹿児島医療技術専門学校
9月	4日(日)	業務拡大に伴う統一講習会	鹿児島医療技術専門学校
	16~18日	第38回 日本診療放射線技師学術大会	神戸
	28日(水)	定款細則およびその他規定改定会議 (1回目)	事務所(WEB)
10月	2日(日)	令和4年度 第2回理事会 (事務所清掃)	事務所
	26日(水)	鹿児島消化器画像研究会	
	30日(日)	第39回 鹿児島市民健康まつり	西原商会アリーナ
11月	16日(水)	中間監査	
	17日(木)	第53回 鹿児島CT研究会	
	19~20日	第17回 九州放射線医療技術学術大会	福岡
	23日(水)	令和4年度 第2回告示研修会	鹿児島医療技術専門学校
	26日(土)	(延期) 北薩地域研修会	

12月	10日(土)	令和4年度九州地域放射線技師会研修会	鹿児島
	10日(土)	夜間急病センター当直者研修会(令和4年度2回目)	鹿児島
	中旬	地域・部会・研究会を対象とした研究会開催についての説明会	WEB

2023年

1月	4日(水)	(予定)鹿児島消化器画像研究会・超音波研究会合同	
	22日(日)	令和4年度第3回告示研修会	鹿児島医療技術専門学校
2月	4日(土)	鹿児島県診療放射線技師会 秋季学術大会(大島地域)	
	11日(土)	鹿児島県原子力災害訓練	
	19日(日)	令和4年度第4回告示研修会	鹿児島医療技術専門学校

漏洩線量測定事業のご案内

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会では、放射線を取扱う専門職として資格を有する団体の一般社会への利益還元事業と公益事業の一環として、放射線安全管理の啓発を兼ねた環境測定事業を実施しています。基本的には、該当施設会員と放射線管理士部会からの派遣技師と2名で実施する予定です。法令で規定してある測定はX線検査室の周囲だけではなく敷地内病室、居住区域、敷地境界も測定しなければなりません。その測定方法及び測定値の取扱いについての説明も致します。また、測定事業に併せて施設の放射線管理のアドバイスも行っております。

些細な事でもご相談ください。

料金は、会員がいる施設が、基本料金2万円+測定料金1方向5千円、会員がいない施設は基本料金4万円、ただし、歯科医院等の場合は、基本料金は2万円となっています。2回目以降継続される場合は、測定料金が5%(最大20%まで)ずつ安くなります。

ご希望の施設がございましたら、見積等をご提示しますので下記電話メールにてご照会下さい。

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会 放射線管理士部会 担当 藤崎

☎0996-23-4418 (川内市医師会立市民病院放射線課) ✉kagosimart@gmail.com

公益社団法人 鹿児島県診療放射線技師会役員名簿

事務所住所 〒892-0861 鹿児島県鹿児島市東坂元4丁目28-1 1

2021-2022 年度

役職名		氏名	所属	
会長		太田原 美郎	明輝会クリニック	
副会長		藤崎 拓郎	川内市医師会立市民病院	
		野中 康博	菊野病院	
常務理事	総務	大迫 俊一	相良病院	
	財務	渡邊 義治	清泉クリニック整形外科	
	学術	藤崎 誠	南風病院	
	福利厚生	西 憲文	鹿児島厚生連病院	
	広報	大迫 勇	鹿児島市医師会病院	
	組織	伊藤 大助	米盛病院	
	表彰	野中 康博	(兼務)	
理事	総務	岩元 博史	鹿児島市立病院	
		脇田 慎一	いずろ今村病院	
		堀上 英昭	鹿児島医療センター	
		市來 守	今村総合病院	
		南 紫織	相良病院	
	学術	藤崎 拓郎	(兼務)	
		浮田 啓一郎	いまきいれ総合病院	
		東 幸浩	鹿児島医療技術専門学校	
		奥 好史	鹿児島大学病院	
	財務	大山 貴章	鹿児島市立病院	
	地域理事	鹿児島	脇田 慎一	(兼務)
		北薩	前田 健一郎	川内市医師会立市民病院
霧島・始良		坂口 右己	霧島市立医師会医療センター	
大隅		熊谷 繁夫	昭南病院	
南薩		野中 康博	(兼務)	
大島		久保 ゆかり	鹿児島県立大島病院	
監事		池田 睦	白石病院	
		宮寄 信	(外部)	



システムに
求められるもの
それは
労力なしでプラスα

私たちメディカルクリエイトが、
放射線業務を力強くトータル支援。
4つの管理

RiSMEC
＜診断RIS＞

診断部門の業務全般を管理
予約管理～在庫管理、各種統計、
撮影支援、業務量管理 etc

RiSMEC-RT
＜治療RIS＞

治療部門の業務全般を管理
予約管理～カルテ管理、Webレポート、
品質管理、データ抽出機能 etc

連携

RiSMEC-DOSE
＜被ばく線量管理＞

医療法施行規則に対応した
被ばく線量の一元管理 PACS連携、
モダリティ連携、データ検索 etc

3mec
＜医療機器管理＞

改訂医療法に準拠した、機器管理
日常点検～保守点検、修理情報、
費用管理、資産管理 etc

＜放射線業務を力強くサポートするシリーズ＞

<http://www.medical-create.com>



MEDICAL CREATE

〒732-0827 広島市南区稲荷町1-1 ロイヤルタワー 504 営業所(東京・大阪・中四国・福岡・東北・開発センター)

株式会社メディカルクリエイト

TEL 082・568・1920 FAX 082・263・1586

©色彩生活。無断使用・転載禁じます

FUJIFILM
Value from Innovation

NEVER STOP

FLUOROSCOPY

RADIOGRAPHY

- 1台の装置で、透視(動画)と静止画撮影を両立
- 3サイズのカセットDR^{*1}が選択・交換可能
- 快適に使えるケーブルレス仕様^{*2}

透視も静止画も1台で。スマートフルオロカート誕生。

軽量X線透視診断装置

NEW

CALNEO CROSS

※1 CALNEO CROSSをご使用いただく場合は当社のFUJIFILM DR CALNEO Flow (サイズ:10×12インチ,14×17インチ,17×17インチ 販売名:デジタルラジオグラフィDR-ID 1800)をご使用ください。透視モードはCALNEO Flow Cシリーズ (DR-ID 1811SE, 1812SE, 1814SE)のみの対応で、必ず同カセットDRを1枚以上ご用意ください。※2 オプション品のフットスイッチ、モニターカートも無線接続の選択が可能です。

●FUJIFILM DR CALNEO CROSS 販売名:X線透視診断装置 CALNEO CROSS 認証番号:第303ABBZX00031000号 ●FUJIFILM DR CALNEO Flow 販売名:デジタルラジオグラフィ DR-ID1800 認証番号:第302ABBZX00021000号

製造販売業者 富士フイルム株式会社
販売業者 富士フイルムメディカル株式会社 〒106-0031 東京都港区西麻布2丁目26番30号 富士フイルム西麻布ビル tel.03-6419-8075(代) <https://fujifilm.com/fms/>



非イオン性尿路・血管造影剤

イオプロミド

300注 20mL・50mL・100mL

370注 20mL・50mL・100mL

300注シリンジ 50mL・80mL・100mL

370注シリンジ 50mL・80mL・100mL

「BYL」

新発売

処方箋医薬品（注意—医師等の処方箋により使用すること）【薬価基準収載】

※ 効能又は効果、用法及び用量、警告、禁忌、原則禁忌を含む使用上の注意につきましては、製品添付文書をご参照ください。

Clear Direction. ➤ From Diagnosis to Care.



Bayer

製造販売元 [文献請求先及び問い合わせ先]

バイエル薬品株式会社

大阪市北区梅田2-4-9 〒530-0001

<https://pharma.bayer.jp>

[コンタクトセンター]

0120-106-398

<受付時間> 9:00~17:30(土日祝日・当社休日を除く)

Iopromide「BYL」

2021年5月作成

PP-IOPR-JP-0022-23-05

X線CT装置

NAEOTOM Alpha with Quantum Technology

CT redefined.

www.siemens-healthineers.com/jp

The world's first photon-counting CT

イノベーションにより技術が飛躍的に進歩すると、常識が変化することがあります。世界初*のフォトンカウンティングCTの登場はまさにその瞬間と言えます。フォトンカウンティング検出器を採用したNAEOTOM Alphaは、CTの定義を一新しました。QuantaMax detectorは先進的な直接信号変換をベースとして開発されており、より多角的に臨床情報を得ることが可能になります。

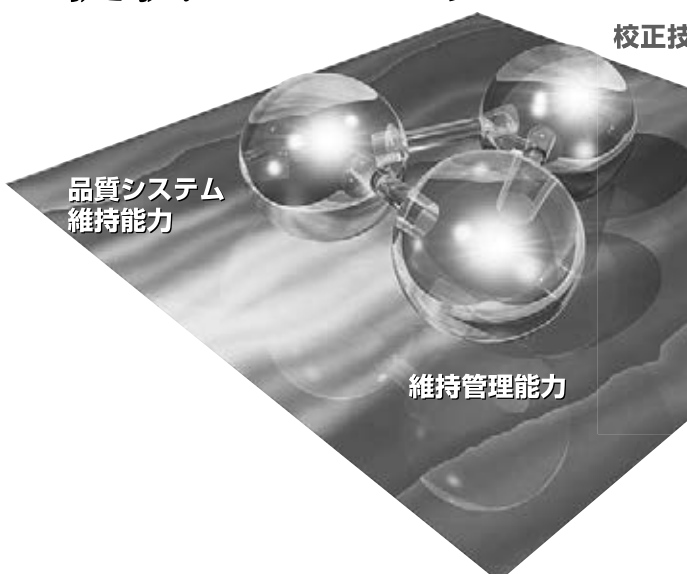
*2022年2月 自社調べ



SIEMENS Healthineers

全身用X線CT診断装置 ネオトム Alpha 認証番号:304AIBZX00004000

お客様へ、正しさに基づく安心を
ご提供いたします。



校正技術能力

年に1回

放射線測定器の校正を済ませましょう

正しい測定、確実な放射線・放射能管理を行うためには、使用する測定器が定期的に校正されている必要があります。弊社大洗研究所は、計量法に基づく、校正事業者登録制度(JCSS)におけるγ線の登録業者です。国家標準とトレーサビリティが取れており、信頼性の高い校正サービスを提供いたします。



大洗研究所では、1972年から放射線標準を保有。計量法校正事業者登録制度(JCSS)におけるγ線の校正事業者として登録。また、国際MRA対応認定事業者として、国際相互承認(Mutual Recognition Arrangement)加盟国に通用する認定マーク付きの校正証明書が発行可能です。

●弊社校正サービスは、ISO9001の要求事項(監視および計測機器の管理)に有効に活用できます。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

放射線測定器校正サービス(一般校正)

放射線測定器校正

お問い合わせは

株式会社 千代田テクノル

E-mail: ctc-master@c-technol.co.jp

<https://www.c-technol.co.jp>

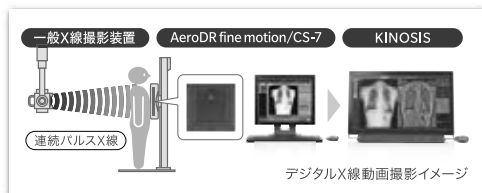


KONICA MINOLTA

Dynamic Digital Radiography デジタルX線動画撮影システム

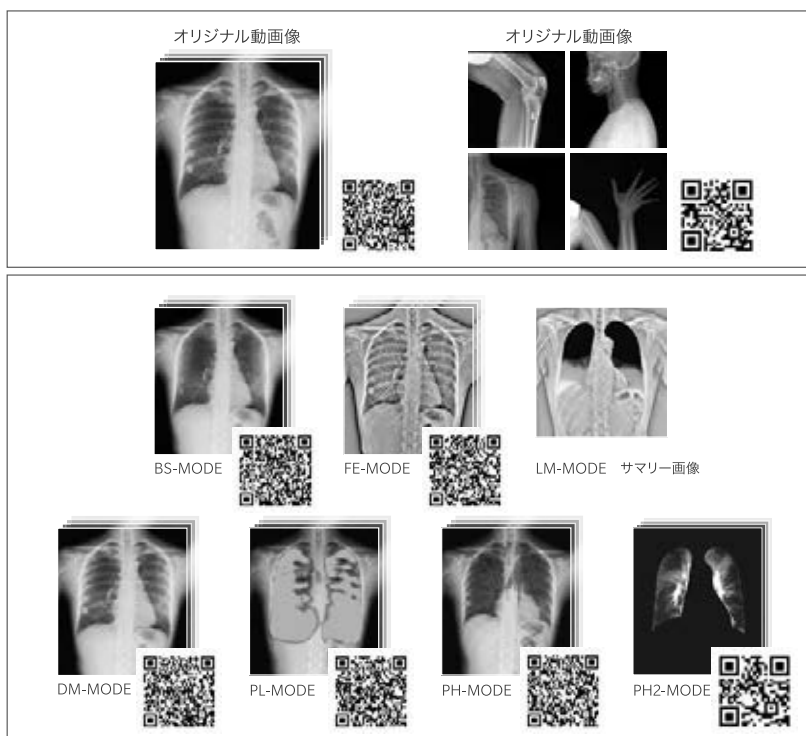
単純X線撮影は、動画撮影の領域へ

デジタルX線動画撮影システムは、X線動画解析ワークステーション「KINOSIS(キノシス)」、可搬型DR「AeroDR fine motion」、及び一般X線撮影装置*1で構成され、パルスX線を連続照射し、コマ撮りした画像を連続表示することで、動画を作る、全く新しいシステムです。



X線動画解析ワークステーション KINOSIS

Giving Shape to Ideas



*1 一般X線撮影装置としては、(株)島津製作所「診断用X線装置 RADspeed Pro」を採用しています。★「X線動画解析ワークステーション KINOSIS」、及び「KINOSIS」は、「画像診断ワークステーション コニカミノルタ DI-X1」(製造販売認証番号:230ABBZX00092000)の呼称です。★「AeroDR fine」は、「デジタルラジオグラフィー SKR 3000」(製造販売認証番号:228ABBZX00115000)の呼称です。★記載の会社名・商品名は、各社の商標または登録商標です。

製造販売元: コニカミノルタ株式会社 販売元: コニカミノルタ ジャパン株式会社 105-0023 東京都港区芝浦1-1-1 <http://www.konicaminolta.jp/healthcare>





PET/SPECT

処方箋医薬品^{※1}
放射性医薬品・悪性腫瘍診断薬、虚血性心疾患診断薬、てんかん診断薬

FDGスキャン[®]注
放射性医薬品基準フルデオキシグルコース (¹⁸F)注射液

処方箋医薬品^{※1}
放射性医薬品・心臓疾患診断薬、副甲状腺疾患診断薬・腫瘍（脳、甲状腺、肺、骨、軟部、縦隔）診断薬

塩化タリウム(²⁰¹Tl)注NMP
日本薬局方塩化タリウム (²⁰¹Tl)注射液

保険適用

処方箋医薬品^{※1}
放射性医薬品・悪性腫瘍診断薬、炎症性病変診断薬

クエン酸ガリウム(⁶⁷Ga)注NMP
日本薬局方クエン酸ガリウム (⁶⁷Ga)注射液


処方箋医薬品^{※1}
放射性医薬品・骨疾患診断薬

クリアボーン[®]注
放射性医薬品基準ヒドロキシメチレンジホスホン酸テクネチウム (^{99m}Tc)注射液

®:登録商標
注)注意-医師等の処方箋により使用すること

■ 効能・効果、用法・用量、警告・禁忌を含む使用上の注意等は、添付文書をご参照ください。

資料請求先

 **日本メジフィジクス株式会社**

〒136-0075 東京都江東区新砂3丁目4番10号

製品に関するお問い合わせ先 ☎ 0120-07-6941

弊社ホームページの“医療関係者専用情報”サイトで
SPECT・PET検査について紹介しています。

<http://www.nmp.co.jp> 2016年3月改訂

イオンチェンバの精度と
半導体の手軽さをこの1台に

ACCU-GOLD+

ACCU-GOLD+はAGDM+型デジタイザーを、
パソコンとのUSB接続で使用できる
マルチファンクションX線アナライザです。
1台でイオンチェンバ、半導体検出器、
mAsセンサーを使用でき、専用マルチセンサーでは
線量・線量率・kVp・照射時間・半価層・ろ過の
同時測定にも対応します。

豊富なセンサーラインナップで、
様々なモダリティ/アプリケーションに対応いたします。
また別売チェンバアダプタにより、
お手持ちの10×5シリーズイオンチェンバを
お使いいただくことも可能です。



▲ AGMS-DM+型
診断用半導体
マルチセンサー

◀ 10×6-0.6CT型
マルチスライス
CT用チェンバ



For All Your Tomorrows
TOYO MEDIC

<https://www.toyo-medico.co.jp> E-mail info@toyo-medico.co.jp

東洋メディック株式会社

本社：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5
TEL. (03) 6825-1645 FAX (03) 6825-3737

大阪支店：〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀1-25-7
TEL. (06) 6441-5741 FAX (06) 6441-5745

福岡支店：〒812-0007 福岡県福岡市博多区東比恵2-2-40
TEL. (092) 482-2022 FAX (092) 482-2027

支店・営業所：名古屋・札幌・新潟・仙台・岡山

SAVING YOU TIME WHILE YOU SAVE LIVES.

That's Intelligently Efficient.

効率化で得た時間を、
患者さんのさらなるケアに。

GEヘルスケアでは、テクノロジーは利用者とと同じくインテリジェントに機能すべきだと考えています。医療従事者を、製品やデータ分析・ソフトウェアサービスを通して、予防から診断・治療、予後管理まで効率的にサポートします。インテリジェントな効率性で、患者さんのために最善を尽くします。詳しくはgehealthcare.co.jpをご覧ください。

JB01004JA



SHIMADZU
Excellence in Science

使いやすさは、アプリケーションの差



スロットラジオグラフィー

頭足方向の画像歪が少ないため、高精度な計測が可能です。



トモンセシス

金属アーチファクトを極限まで低減した連続断面画像での観察が可能です。



骨密度計測

骨密度計測機能とトモンセシスにより、骨粗しょう症検査に必要な形態診断と定量検査が、1台で行えます。



SONIALVISION G4 **LX** edition

製造販売承認番号 224A8BZX00052000

据置型デジタル式汎用X線透視診断装置 [X線テレビシステム SONIALVISION G4]

据置型デジタル式汎用X線診断装置※、X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ※

二重エネルギー骨X線吸収測定装置※

※本医療機器は複数の一般的名称に該当します。

株式会社 島津製作所 医用機器事業部

<https://www.med.shimadzu.co.jp>

Nemoto



ヴェールを脱いで、
「知の領域」へ。

最先端の造影理論を内蔵した
「考える注入装置」

DUAL SHOT GX7

その注入装置が内蔵したのは、体重入力を重視した最新の造影理論と卓越のインターフェース。理論は、より正確な撮影タイミングを提供し、インターフェースは操作の負担を大きく軽減します。多彩な撮影スキルとより確実な操作性を両立したDUAL SHOT GX7。



DUAL SHOT GX7
CT CONTRAST DELIVERY SYSTEM

株式会社 **根本杏林堂**
東京都文京区本郷2-27-20 TEL.03-3818-3541
<http://www.nemoto-do.co.jp>

